

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和6年7月2日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和6年7月2日(火曜日)

午前10時3分開議
午前11時48分休憩
午後0時58分開議
午後2時48分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号)
議案第4号 令和6年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)
報告第1号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
報告第4号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第5号 令和5年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
報告第8号 令和5年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
報告第9号 令和5年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について
報告第10号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について
請第15号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願
請第16号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願
請第17号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願
委員会提出議案 地方消費者行政に対する

財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①熊本県地下水保全推進本部について
②水俣病対策の状況について
③「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和5年度)
④熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて
⑤U Xイノベーションハブ整備方針について

出席委員(8人)

委員長 西山 宗 孝
副委員長 城戸 淳
委員 城下 広作
委員 鎌田 聡
委員 吉永 和世
委員 高木 健次
委員 河津 修司
委員 立山 大二朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之
政策審議監 清田 克弘
医監 山口 喜久雄
環境局長 鈴 和幸
県民生活局長 中川 博文
環境政策課長 木原 徹
水俣病保健課長 山本 智勇
水俣病審査課長 佐藤 豊

首席審議員
 兼環境立県推進課長 原 田 義 隆
 環境保全課長 廣 畑 昌 章
 首席審議員
 兼自然保護課長 蓑 田 公 彦
 循環社会推進課長 村 岡 俊 彦
 くらしの安全推進課長 岸 森 法 夫
 消費生活課長 三 角 登志美
 男女参画・協働推進課長 板 橋 麻 里
 人権同和政策課長 早 田 吉 秀
 商工労働部
 部 長 三 輪 孝 之
 総括審議員
 兼政策審議監 上 田 哲 也
 商工雇用創生局長 佐 崎 一 晴
 産業振興局長 野 中 眞 治
 商工政策課長 山 田 純 子
 商工振興金融課長 田 浦 貴 久
 労働雇用創生課長 時 田 一 弘
 首席審議員
 兼産業支援課長 辻 井 翔 太
 エネルギー政策課長 吉 澤 和 宏
 企業立地課長 元 田 啓 介
 観光戦略部
 部 長 倉 光 麻里子
 政策審議監 脇 俊 也
 観光国際政策課長 櫛 本 麻 理
 観光企画課長 永 田 清 道
 観光振興課長 浦 本 雄 介
 販路拡大ビジネス課長 宮 崎 公 一
 企業局
 局 長 深 川 元 樹
 総務経営課長 馬 場 幸 一
 工務課長 福 本 政 洋
 労働委員会事務局
 局 長 木 村 和 子
 審査調整課長 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者
 議事課主幹 松 永 築

政務調査課課長補佐 近 藤 隆 志

午前10時3分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会で委員長を拝命いたしました委員長の西山宗孝でございます。

今後1年間、城戸副委員長と共々委員会の円滑な運営ができますように、一生懸命誠心誠意頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、各委員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

執行部の皆様方におかれましては、重要な案件ばかりでございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

引き続き、副委員長の城戸議員より挨拶をお願いいたします。

○城戸淳副委員長 おはようございます。さきの委員会で副委員長に選任いただきました城戸でございます。

今後1年間、西山委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。各委員、また、執行部の皆様方には、御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○西山宗孝委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、初めに、執行部の幹部の自己紹介をお願いしたいと思います。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配

りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、小原環境生活部長から、役付職員の名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いいたします。

（環境生活部長、政策審議監～審査調整課長の順に自己紹介）

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。最後の4日間の方もおられますけれども……、審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明の後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会は、インターネット中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言をいただきますようお願いいたします。

また、執行部の説明は、多岐にわたる審議でございますので、着座のままでも簡潔にお願いいたします。

まず、環境生活部長から付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事業について資料に従い説明をお願いいたします。

○小原環境生活部長 環境生活部でございます。

議案等の説明に入ります前に、環境生活部の最近の取組について、2点御報告いたします。

1点目は、地下水保全についてでございます。

県政の重要課題であります地下水の保全については、課題を全庁的に解決するため、知事を本部長とする熊本県地下水保全推進本部

を立ち上げ、去る5月27日に第1回本部会議を開催いたしました。

当推進本部では、地下水の水量と水質、両面の課題解決に向け、具体的な取組を検討し、実行可能なものから速やかに実施するとともに、情報発信を強化し、県民の皆様の地下水に対する不安を払拭できるよう、全力で取り組んでまいります。

2点目は、水俣病犠牲者慰霊式後の対応をめぐる動きについてです。

環境大臣と関係団体の皆様との再懇談については、7月8日から11日の日程で実施される予定です。私も、知事とともに参加し、直接御要望などをお聞きし、課題解決に向け少しでも前進するよう取り組んでまいります。

それでは、環境生活部の主要事業等について御説明申し上げます。

令和6年度組織機構図及び役付職員名簿の冊子の1ページをお願いいたします。

当部は、政策審議監の下に3課、環境局長、県民生活局長の下におのおの4課、合わせて本庁11課及び出先機関として水俣市にあります環境センターで構成しておりまして、職員数は、合計で181名でございます。

次に、別の冊子でございますが、令和6年度主要事業及び新規事業の1ページをお願いいたします。

今年度の当初予算につきましては、骨格予算でございましたので、今年度予算の全体をお示しするため、今議会に御提案させていただいております肉づけ等の補正予算も含めた表として整理しております。この6月補正予算を含めた今年度の予算として、一般会計と特別会計を合わせまして、175億800万円余を計上しております。

主な取組について御説明いたします。

環境分野では、先ほど触れました地下水保全の取組に加え、2050年県内CO₂排出実質ゼロの実現に向けた取組を進めるとともに、循環型社会の形成を目指し廃棄物の排出抑制

等の啓発などに取り組んでまいります。

また、熊本の豊かな自然環境、景観を次の世代に引き継ぐための保全に努め、国立公園等の整備、活用にも取り組んでまいります。

県民生活分野では、消費者被害の未然防止、早期救済のため、消費者行政の充実強化を図るとともに、あらゆる分野における女性の参画拡大のための女性活躍促進に向けた取組や熊本県人権月間をはじめとした人権に関する広報啓発の充実、性暴力などの犯罪被害者の支援など、県民の生活を守り、安全、安心で住みよい暮らしの実現に取り組んでまいります。

水俣病問題につきましては、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々の日常生活を支援いたします。

また、水俣病の正しい情報を発信することにより、偏見や差別の解消にも取り組んでまいります。

次に、議案等の概要について御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係1件、報告2件でございます。

まず、令和6年度6月補正予算でございますが、また、別冊になりますけれども、経済環境常任委員会説明資料、こちらの1ページをお願いいたします。

今回の補正では、地下水の監視体制の強化や国立公園満喫プロジェクト推進に係る事業など、一般会計で総額2億900万円余を計上しております。

また、繰越関係を2件御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項としまして、熊本県地下水保全推進本部についてなど3件御報告申し上げます。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

令和6年度主要事業、新規事業説明資料の2ページをお願いいたします。

チッソの金融支援でございます。

説明欄1、チッソの金融支援の経緯でございますが、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者補償金の支払いに支障がないよう、昭和53年以降、患者県債を発行し、チッソに資金を貸し付ける形で金融支援を行いました。平成12年に、現在の形である抜本的支援策が閣議了解され、その下の2、抜本的支援策等の概要に記載のとおり、患者県債方式を廃止し、既往公的債務について、(1) 県は、チッソが経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済ができるよう、所要の支払い猶予等を行うこと、(2) この支払い猶予等相当額については、国庫補助金と100%地方交付税措置のある県債で対応することになりました。

その下の3、チッソの経営状況等につきましては、3ページ、説明欄の2段落目でございますが、ウクライナ情勢等の影響もあり、チッソの決算が、令和5年度以降、業績改善計画の計画値を下回る見通しとなったため、今年1月、国と県に対し、新たな計画策定と返済猶予の申出がありました。県は、国からの協力要請も踏まえ、平成7年政治解決一時金貸付けの令和7、8年度償還分についても、返済可能な範囲を超える部分の支払い猶予を決定し、チッソは、今年2月に新たな業績改善計画を策定いたしました。

次の4ページでございますが、チッソへの貸付けに係る特別会計の令和6年度予算措置と、その下にチッソの公的債務残高を掲載しております。

次の5ページ、説明欄の1、水銀フリー推

進事業は、平成25年に本県で開催された水銀に関する水俣条約外交会議で採択された水俣条約を踏まえ、情報発信や水銀専門家育成支援など、水銀を使わない水銀フリー社会の実現に向けた取組を行うものです。

環境政策課は以上でございます。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

6ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進につきましては、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るための取組です。

説明欄の表を御覧ください。

左側の被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の特措法により救済された方々、右側の医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決により救済された方々で、それぞれ給付内容欄のとおり、医療費の自己負担分や療養手当などの給付を行っているものです。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実です。

説明欄1の情報発信事業は、県が直接実施する啓発事業です。

2の情報発信支援事業は、水俣病発生地域の市や町が行う取組を支援するものです。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、患者の方々の日常生活や外出等の社会参加の支援を行うものです。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、保健福祉ネットワークの運営や慰霊式など、関係の市や町が行う取組を支援する経費です。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

7ページをお願いします。

当課では、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定審査業務を行っております。

説明欄の1ですが、認定申請者に対しまし

て、まず、(1)のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行います。その後、(2)のとおり、認定審査会による審査会を経て、知事による認定または棄却の決定を行うこととなります。5月末現在の申請者数、いわゆる未決定者数は331人でございます。

次に、2ですが、これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対し、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。5月末現在の対象者は、108人でございます。

次に、3ですが、これは、熊本大学医学部と複数の医療機関をネットワークで結び、水俣病の診療に関して、より専門的な指導や助言ができるようにする事業でございます。

次のページをお願いします。

2、訴訟等対応業務ですが、知事の棄却決定に対する行政不服審査や訴訟への対応を行っております。5月末現在の状況ですが、係争中の訴訟が8件、行政不服審査が50件となっております。

水俣病審査課は以上です。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

9ページをお願いします。

項目の1、地球温暖化対策の推進です。

説明欄の1、県民ゼロカーボン行動促進事業では、家庭におけるCO₂削減に向けて、効果的な行動を取っていただくための普及啓発に取り組みます。

2の2050くまもとゼロカーボン推進事業は、企業や県の脱炭素化の取組になります。

(1)は、県内企業等とともに、CO₂削減方策を検討し、成果を中小企業へ横展開できるよう取り組みます。

(2)は、事業活動温暖化対策計画書制度を活用して、各企業における省エネ設備への転換を電力会社や金融機関とも連携して促進し

てまいります。

また、県有施設の脱炭素化の取組として、(3)の初期投資ゼロモデルを活用したカーポート型の太陽光パネルの設置や(5)の公用車へのEV導入を進めるなどをし、県の率先行動に取り組んでまいります。

10ページをお願いします。

項目2、地下水の保全です。

地下水の恵みを将来にわたり県民が享受し、活用していくことができるよう、地下水の保全対策を推進します。

説明欄の1、半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策事業ですが、企業の取水に対する影響について、大学等とともにシミュレーションを行って把握をするほか、地下水観測井戸の増設による監視体制の強化、また、さらなる水田湛水の推進などに取り組んでまいります。

1つ飛びまして、3の熊本地域地下水保全協働推進事業では、良質な地下水を次世代に引き継ぐため、公益財団法人くまもと地下水財団への支援を通じて、地下水涵養を進めてまいります。

11ページをお願いします。

項目3の有明海・八代海等の再生につきましては、特措法に基づく県の計画や県議会の提言に沿って、説明欄の1に記載しておりますが、学生への環境出前講座や、海辺や川辺での一斉清掃活動を実施することとしておりまして、また、再生推進対策としまして、漁協や大学と連携し、上流の河川の砂を利用した干潟でのアサリの生育状況や環境浄化のモニタリングを実施します。

次に、下段の項目4、環境教育・学習の推進です。

説明欄の1、環境センター運営事業ですが、ゼロカーボン行動ブック等を活用し、水俣に学ぶ肥後っ子教室などで環境教育を実施します。

また、次の12ページになりますが、くまも

と環境教育の推進としまして、県内の小中学校や保育園等に出向いて環境出前講座を行います。

環境立県推進課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

13ページをお願いします。

項目1、大気質の保全対策の推進についてでございます。

説明欄の2、事業概要の(2)大気環境監視事業では、県内35か所の大気測定局にて、大気汚染物質について、24時間自動測定による監視を行い、リアルタイムのデータをホームページで公表しております。光化学スモッグなど大気の汚染状況が悪化した場合は、関係機関、登録いただいた県民に対して注意報等を一斉メールで送信します。

14ページをお願いします。

項目2、ダイオキシン類対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)ダイオキシン類環境監視事業では、県内を4つのブロックに分け、大気、河川、地下水等の環境調査を実施しております。今年度は、宇城・天草地域において実施予定でございます。

項目3、アスベスト対策の推進でございます。

15ページ、上段の(2)特定粉じん排出等作業監視事業では、建築物の解体等において、作業基準が遵守されているかについて、立入検査等を通じて監視するとともに、アスベストの大気中への漏えいがないか、濃度を測定しております。

項目4、水質保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)公共用水域水質常時監視事業及び(2)地下水質監視事業では、計画に基づき、公共用水域及び地下水の汚濁状況を継続的に監視しております。

また、(2)の地下水監視事業及び(3)の水質汚濁規制では、工場、事業場に立入検査を行い、必要な改善指導を行っております。

3段目の項目5、規制外物質等の環境モニタリングでございますが、この事業は、半導体関連企業の集積が進む中、県民をはじめ法令等で規制されていない化学物質の排出を懸念する声に対応するため、昨年度から実施しているもので、当初予算ベースでは新規事業となっております。

16ページをお願いします。

説明欄の2、事業概要の(1)半導体関連企業の集積に伴う周辺環境モニタリングでは、セミコンテクノパーク周辺等の河川、地下水及び大気について、法令等で規制されていない物質を対象に、新たな工場の稼働前後で変化がないか、客観的かつ科学的に確認します。

調査結果は、専門家で構成する委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。

(2)有機フッ素化合物調査では、調査地点を昨年度の17地点から大幅に増やし、県内の主要な河川及び地下水73地点で、PFOS、PFOAを調査します。

2段目の項目6、開発における環境配慮の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)環境影響評価審査費では、いわゆる環境アセスメントとして、環境に配慮した開発事業が行われるよう、法令に基づき、住民、行政、専門家の意見を踏まえながら審査を行います。

次に、(2)の流水型ダム環境影響評価審査費では、国が川辺川で計画している流水型ダムの環境アセスメントを行うものです。4月12日に準備レポートに対する知事意見を提出し、現在、最終段階となる評価レポートの手続が進められております。

17ページの項目7、水道事業の推進でございます。

説明欄の2、事業概要の(1)水道事業基盤

強化(広域化)推進では、令和5年3月に公表しました広域化推進プランに基づく取組を市町村と連携して推進します。

最後に、(5)の水道ビジョン策定事業では、第2期水道ビジョンについて、パブリックコメントを行った上で、策定、公表いたします。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

18ページをお願いします。

項目1の自然環境の保全は、本県の優れた自然環境を次世代に引き継ぐため、保全すべき地域や希少な野生動植物を指定して、保護・保全対策を実施するものです。

説明欄2の事業概要(1)及び(2)の事業は、自然保護の意識向上や普及啓発のための事業、あるいは希少野生動植物の保護管理事業を実施するものです。

19ページをお願いします。

項目2の自然公園の保護、利用は、自然公園内での開発を制限することで保護に努め、公園を訪れる人が快適に利用できるよう、施設を整備、管理するものです。

説明欄2の事業概要(2)の自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の固有施設の補修等を行うものです。

(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園施設の整備や両国立公園で市町村が実施します施設整備等に対する助成を行うこととしております。

20ページをお願いいたします。

項目3の野生鳥獣の保護、管理及び狩猟は、鳥獣保護管理法などに基づきまして、農林業等の被害を軽減するために、有害鳥獣捕獲等の管理を実施するものです。

説明欄2の(1)鳥獣保護等推進事業は、野生鳥獣の保護管理を図るため、指導取締りや

死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査、野生イノシシの豚熱調査等を行うものです。

(2) 特定鳥獣適正管理事業は、市町村が実施します鹿の捕獲に対する助成や銃猟者の捕獲技術等の向上を図るための研修を行うものです。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業は、通常の捕獲が進まない奥地等を対象に、県が実施主体となり、鹿、イノシシの捕獲事業を行うものです。

21ページをお願いします。

項目4の外來生物防除対策は、野生動植物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与えるおそれのある特定外來生物の侵入防止や駆除を実施するものです。

説明欄2の(1) 特定外來生物防除対策事業は、特定外來生物であるアライグマ被害対策を行う市町村への補助や捕獲等に関する研修を行うものです。

(2) 特定外來生物スパルティナ属防除対策事業は、汽水域に生育するアシに似た外來生物でありますスパルティナ属の防除を行うものです。

自然保護課は以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

22ページをお願いします。

項目1の廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進についてですが、事業概要(1)のプラスチックごみ対策事業は、市町村や関係団体等とプラスチックごみ削減やプラスチック資材の流出防止に連携して取り組むものです。

(2)のリサイクル製品等利用促進事業は、リサイクル製品の認証や周知のほか、リサイクルに関する施設整備に対し支援を行うものです。

(3)のバイオマス利活用推進事業は、使用済み天ぷら油などから作られるバイオディー

ゼル燃料の利活用を推進するもので、関係業界への普及啓発等を行うものです。

(4)のごみゼロ県民運動推進事業は、県民や事業者、行政が一体となって、ごみ削減に向けた周知啓発、食べ残し等の食品廃棄物の削減について啓発を行うものです。

23ページをお願いします。

(5)の産業廃棄物実態調査事業は、廃棄物の排出量の推計と次期廃棄物処理計画策定に向け、必要となる調査資料を今年度収集するものです。

項目2の廃棄物の適正処理の推進についてですが、事業概要(1)の不法投棄等防止対策事業は、産業廃棄物等の不法投棄等の発生防止、早期改善のため、各保健所に廃棄物監視指導員を配置し、パトロールなどを行うものです。

(2)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、収集運搬業の許可申請等に関して、事業者への指導、研修等を行うものです。

(3)の海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金を活用し、市町村における海岸漂着物の回収、処理や発生抑制対策を支援するものです。

(4)のエコアくまもと環境教育推進事業は、南関町にある最終処分場、エコアくまもとにおいて環境教育などを行うものです。

循環社会推進課は以上でございます。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

24ページをお願いします。

初めに、総合的な交通安全対策の推進ですが、これは、第11次熊本県交通安全計画に基づき、県民への交通安全思想の普及啓発等を図るものです。

このうち、3の交通安全特別啓発事業につきましては、令和3年3月に熊本県議会において決議されました交通安全水準のさらなる向上に関する宣言を受けまして、飲酒運転の

根絶及び自転車の安全利用について広報啓発を行うものです。

25ページをお願いします。

安全安心まちづくりの推進ですが、犯罪の起きにくい安全で安心な地域社会の実現を目指すとともに、犯罪被害者等の支援を推進していくものです。

このうち、2、犯罪被害者等支援推進事業の(3)ワンストップ支援センター事業につきましては、性暴力被害者への支援を行うゆあさいどくまもとの運営を公益社団法人熊本被害者支援センターに委託するものです。

(4)の犯罪被害者等見舞金につきましては、犯罪被害者の方の経済的負担を軽減するために支給しているものでございます。

27ページをお願いします。

食の安全安心の確保ですが、これは、熊本県食の安全安心推進条例及び第5次食の安全安心推進計画等に基づき、食品表示制度の普及啓発や食品検査体制の構築などを推進するものでございます。

2の食品品質表示指導事業のうち、(4)県産アサリ産地偽装対策事業につきましては、前年度に引き続き、アサリ産地偽装の根絶状態を維持するため、産地偽装110番での情報収集、小売店への抜き打ち調査や立入検査を行うものでございます。

28ページをお願いします。

総合的な青少年施策の推進の1、グローバルジュニアドリーム事業は、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、平成26年度から小中学生を台湾へ派遣し、高雄市の子供たちとの交流を行っているものです。

感染症拡大の影響により、令和2年度から4年度までは台湾への派遣を中断しておりましたが、昨年度再開し、今年度も現地での交流を予定しております。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございま

す。

29ページをお願いいたします。

項目欄1、消費者行政の充実強化でございます。

令和5年度に県及び市町村に寄せられた相談件数は、1万6,000件を超えました。

県消費生活センターでは、インターネット通信販売、投資や副業トラブルに関する相談が増加しております。このため、関係機関等と連携し、消費者被害の未然防止等を進めております。

説明欄2、消費生活相談・啓発事業は、県消費生活センターにおける相談の実施等でございます。

30ページをお願いいたします。

説明欄3、地方消費者行政推進事業は、市町村の消費者行政の体制強化の支援等を図るものです。

4、消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者や自然災害等による生活資金不足等の理由により生活再生の支援が必要な方に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものでございます。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課です。

31ページをお願いいたします。

まず、項目1の協働の推進です。

事業概要は、NPO法に基づき、NPO団体に法人格を与える認証や運営組織や適正な事業活動など、一定の基準に適合したものに対する認定を行い、NPO法人の社会的信用の向上を図ります。また、意欲的に活動するNPO法人に運営面で伴走型の支援等を行うものです。

次に、項目2、男女共同参画の推進です。

性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画

社会の実現に向け、第5次熊本県男女共同参画計画等に基づき、県民、市町村、事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取組を進めてまいります。

(1)男女共同参画社会形成促進事業では、次期第6次の男女共同参画計画策定に向けた県民意識調査を実施いたします。

32ページをお願いいたします。

(7)のくまもとの女性活躍促進事業では、あらゆる分野における女性の参画拡大を加速させるため、企業における女性の活躍促進に向けた取組を国の交付金を活用して実施いたします。

将来的な役員候補やキャリアアップを目指す方のための女性経営参画塾や経営者層の意識改革を図るための企業トップセミナー等を行います。また、女性活躍の必要性、意識高揚を図るイベントのヒゴロッカサミットを開催いたします。

33ページをお願いいたします。

項目3、くまもと県民交流館における県民の活動支援です。

くまもと県民交流館パレアは、県民の自発的で主体的な活動を支援する拠点施設として、NPO・ボランティア、男女共同参画、生涯学習推進などの活動支援を行っています。施設の管理及び事業運営につきましては、平成22年度から指定管理者制度を導入しております。

(1)くまもと県民交流館管理運営事業は、指定管理委託料や施設の維持管理費用、ビル管理組合負担金等の経費となります。

男女参画・協働推進課は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課です。

34ページをお願いします。

当課では、部落差別、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権施策・啓発の推進に取り組むこととしておりま

す。

2の事業概要です。

(1)人権施策推進事業は、庁内関係各課との連絡調整、県内の行政機関、議会、企業等と連携して、さらに有識者などからも意見を伺いながら、より実効性のある施策を推進するための経費です。

また、今年度は、人権に関する県民意識調査を実施するほか、熊本県人権教育・啓発基本計画の第5次改定を行う予定です。

(2)人権啓発活動市町村委託事業及び(3)広報・啓発事業は、国の地方委託事業を活用した事業です。

2の(2)の事業は、市町村が実施する講演会、研修会などの啓発活動を支援するものです。

(3)の事業は、当課が直接行う事業で、講演会や12月に開催します人権フェスティバル、新聞などのマスメディアを活用した広報、啓発活動に取り組むものです。

(4)研修・人材育成・相談事業は、研修会の開催などを通じた人材育成と人権全般に関する県民からの相談対応を行うものです。

(6)地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館の施設整備や相談事業などに対する支援の経費です。

(7)人権問題連携調整費は、行政や関係団体などと連携した啓発活動に関する経費です。

人権同和政策課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

主要事業等の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢、企業誘致の状況につきまして概要

を申し上げます。

初めに、昨日公表された日銀の金融経済概観では、「熊本県内の景気は、回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動等の影響を注視していく必要がある。」とされています。

また、5月の本県の有効求人倍率は1.21倍と、前月から0.04ポイントの低下となりました。雇用情勢については、物価の上昇で高齢者を中心に企業の求人に対して新たに仕事を求める動きが高まっていることなどを背景に、有効求人倍率は僅かに減少したが、堅調な状況が続いている、引き続き、物価高が雇用に与える影響を注視していきたいとされています。

続きまして、企業誘致の状況についてでございます。

令和5年度の企業立地協定件数は、前年度を大幅に上回る72件となり、3年連続で過去最高を更新いたしました。

内訳を見ますと、半導体関連企業の立地件数が23件と、過去最高を記録したほか、オフィス系企業も31件と、7年連続で過去最高を更新しています。

また、5月末には、ソニーグループが合志市にイメージセンサーの新工場を建設すると発表されました。

熊本の半導体産業のさらなる積極的な投資を後押しするためにも、幅広い企業を対象とした財政支援を行うよう、5月23日に国に要望をしてまいりました。

その際、国においては、半導体産業の振興にしっかり取り組んでいく旨の発言をいただくとともに、令和6年度の政府の骨太方針において「産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある」と、「必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発

支援等の重点的投資支援を行うこと」と明記されています。

今後引き続き、関係機関と連携しながら、県内全域において、半導体関連をはじめとしたさらなる産業集積につながるよう取り組んでまいります。

それでは、令和6年度の商工労働部の主要事業等について御説明いたします。

まず、令和6年度組織機構図及び役付職員名簿の10ページをお願いいたします。

当部の組織機構は、商工雇用創生局と産業振興局の2局体制の下、本庁6課、出先機関5機関で構成し、職員数は、左下にございますとおり、合計235名となっております。

次に、令和6年度主要事業及び新規事業の35ページをお願いいたします。

環境生活部同様、今年度の当初予算は骨格予算でございましたので、今年度予算の全体をお示しするため、今議会に提案しております肉づけの6月補正予算も含めた令和6年度の予算総括表を掲げており、左下にございますとおり、一般会計で705億8,800万円余、特別会計で35億4,000万円余、総額で741億2,800万円余となっております。

主な事業といたしましては、熊本地震や令和2年7月豪雨で被災した事業者の施設の復旧等に係る経費の助成や経営再建支援のほか、八代地域を含む工業団地の新規整備や、昨年度国の脱炭素先行地域に選定された阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造の実現に向けた再エネ施設の整備等の推進に係る経費等がございます。

次に、今回提案しております商工労働部の議案等の概要について御説明します。

資料、令和6年度6月補正予算、条例等議案関係の15ページをお願いいたします。

今回の補正では、補正額(B)の欄の下段にございますとおり、一般会計で35億2,200万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、県南地域にお

ける企業誘致等の促進や人材確保に向けた取組に要する経費、台湾関連事業に取り組む中小企業者向けの資金の創設に係る経費等がございます。

加えて、令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか2件について御報告いたします。

さらに、議案以外にも、熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組とU Xイノベーションハブ整備方針の2点について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。

主要事業、新規事業及び6月補正予算等の詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○西山宗孝委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○山田商工政策課長 商工政策課でございます。

令和6年度主要事業及び新規事業の36ページをお願いします。

項目1、U I Jターン就職の促進は、県内産業界における人材確保のため、都市部から本県へのU I Jターン就職を支援しています。

(1)の「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業では、東京、大阪、福岡及び県内に設置しておりますくまもと移住定住・U I Jターン就職支援センターに相談員を配置し、U I Jターンに関心を持つ方々に対する相談対応や情報提供、県内企業と県外求職者とのマッチング支援を行っております。また、県外求職者が県内企業の採用試験やインターンシップ等に出向く際の旅費の一部を助成するものでございます。

(2)の戦略的U I Jターン就職加速化事業

は、例年実施しております県外の求職者向けに県内企業の合同説明会等を引き続き開催するものでございます。また、今年度から、新たな取組として、本県で働くことの魅力を動画等で幅広く周知するとともに、県外事務所や広域本部が保有するネットワークを活用し、U I Jターンにつながるイベントを実施してまいります。

次に、項目2、若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポートは、県と県内企業が連携し、県内企業に就職した若者の奨学金返還やUターンに係る費用を支援するものでございます。登録者は増加傾向にあり、引き続きU I Jターン就職支援と連携し、より多くの若者と参加企業がつながるよう、県内企業など制度への参加を促し、県内外への制度のPRに努めてまいります。

37ページをお願いします。

項目3、産業復興エキスポの開催は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの創造的復興が着実に進む中で、T SMCの進出を契機とした半導体関連産業の集積等により活気づく熊本の現状、そして今後の展望を国内外に発信し、本県のさらなる発展につなげるものでございます。

今年2月に開催し、来場者は2日間で1万人を超えるなど、出展者及び来場者から継続開催を望む声が非常に多く寄せられました。企業のビジネスチャンスの創出や拡大、県内の高校生をはじめとした若者と企業の交流の場として、県内産業のさらなる発展につながることを目指し、来年2月に再度開催するものでございます。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

38ページをお願いいたします。

項目1の令和2年7月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援につつま

しては、説明欄2(1)のなりわい再建支援補助金により、最後のお一人まで支援してまいります。

また、(2)のくまもと型小規模事業者経営発展支援事業により、引き続き、豪雨や地震で影響を受けた小規模事業者の販路拡大や生産性向上の取組を支援してまいります。

項目2の新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等の影響を受ける中小企業者等の事業継続支援につきましては、(1)の中小企業金融総合支援事業、いわゆる県制度融資により、引き続き資金繰りを支援するとともに、(2)の中小企業者事業再生等支援事業及び(3)の中小企業者事業再建・発展支援事業によりまして、経営改善に取り組む事業者や経営課題の解消に取り組む事業者を支援してまいります。

39ページをお願いいたします。

事業承継につきましては、引き続き、(4)の事業承継マッチング応援事業により、オープンネームでの事業承継の取組を支援するとともに、新たに(5)の事業承継・後継ぎ支援事業により、後継者育成や事業承継後の技術習得等を後押しし、地域経済の維持と発展を図ってまいります。

また、物価高等の影響を受ける商店街については、新たに(6)の商店街等売上回復支援事業により、売上げ回復への取組に対する支援を行ってまいります。

項目3の平成28年熊本地震に係る中小企業者等の施設・設備復旧及び事業継続支援につきましては、(1)の中小企業等復旧・復興支援事業により、県単独のグループ補助金等を継続し、被災中小企業者の施設、設備の復旧を支援してまいります。

40ページをお願いいたします。

項目4、県内中小企業者等支援に係る商工団体の体制整備等の取組につきましては、(1)商工会商工会議所・商工会連合会補助、(2)組織化指導費補助、(3)商店街振興組合指

導事業費補助によりまして、最前線で事業者支援を行う商工団体を引き続き支援してまいります。

項目5のTSMC進出効果を県全体に波及させる取組につきましては、(1)の商工団体台湾経済交流促進事業により、引き続き商工団体等が行う経済交流の取組を支援するとともに、(2)の中小企業金融総合支援事業、いわゆる県の制度融資に新たな資金を創設いたしまして、台湾関連事業に取り組む事業者の資金繰りを支援してまいります。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

41ページをお願いいたします。

まず、項目の1、熊本県経済を支える人材の確保です。

事業目的は、若者の県内就職促進と職業訓練を通じた人材育成などでございます。

事業概要の(1)熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業では、若者やその保護者の方に対しまして、県内企業の魅力を発信するとともに、企業説明会の開催などで就職活動を積極的に支援し、若者の県内就職促進に取り組みます。

(2)熊本県ブライ企業推進事業では、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライ企業として認定しまして、労働環境や処遇の向上に努めてまいります。

(3)外国人材活躍促進支援事業では、外国人材の方が働きやすいよう環境づくりを行う企業を支援するための講習会の実施やPR動画やパンフレットを活用しまして、熊本で働く魅力の発信に取り組んでまいります。

(4)外国人材マッチング事業では、外国人材の雇用に関心のある企業などを対象としまして、在留資格制度等の相談対応、外国人材紹介会社を通じたマッチングを実施して、外

国人材に対して県内企業の説明会を実施し、企業とのマッチングの場を創出してまいります。

42ページをお願いいたします。

(7)地域活性化雇用創造支援事業では、人手不足に悩む企業に対しまして、採用力向上を図るため、無料で専門家を企業に派遣し、伴走型支援を行います。

(9)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業では、県立高等技術専門校の実習棟の改修、改築工事を進めます。昨年度は、実習棟1棟と技能検定の実施拠点施設である技能振興センターが竣工いたしました。今年度は、実習棟1棟と管理教室棟の改修工事を行います。

43ページをお願いいたします。

項目の2、産学官連携による半導体人材の育成、確保です。

事業目的は、産学官連携による半導体産業関連人材の育成と確保となります。

事業概要の(1)半導体研修受講支援事業では、民間の半導体研修機関で従業員の研修を行う企業に対しまして、宿泊費や旅費を支援するとともに、学生の研修を受け入れる半導体研修機関に対して経費の支援を行います。

(3)技術短期大学校管理運営費及び技術短期大学校教育対策事業では、技術短期大学校と韓国の忠南道立大学との交流協定に基づきまして、半導体分野での人材育成に連携して取り組むとともに、半導体技術科の実習で使用する電気回路実習装置などの研修教育機器等の整備を行います。

労働雇用創生課は以上です。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

44ページをお願いします。

まず、1、産業成長ビジョンの推進は、令和2年に策定した熊本県産業成長ビジョンの推進を目的として、有識者等によるビジョン

の進捗状況の評価及び見直し、産学官金の協議会による重点的な取組を推進するものでございます。

次に、2、地場企業の成長支援は、ハード、ソフト両面からの支援により、県内企業の成長を後押しするものです。

(1)地場企業立地促進費補助は、県内に本社を有する企業が、県内に事業所等を新設または増設する際に要した投資額の規模に応じ操業開始後に助成を行うものです。

(2)プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、中小企業の成長戦略の実現などのため、拠点を整備し県内外の優秀な人材の獲得を支援するものです。

(3)リーディング企業創出事業は、地域経済への波及効果が大きい企業を創出するとともに、成長意欲とその可能性が高い中小企業を認定し、関係機関とともに継続的に支援するものです。

次ページ、(4)地域未来投資促進事業です。

本県の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の中で経済的波及効果を及ぼすモデルケースとなる取組に対する助成を行うものです。

次に、項目3、DXの推進は、各企業のフェーズに応じ、デジタル機器等の導入や技術指導などの支援を通じ、生産性の向上を図るものです。

(1)第4次産業革命推進事業は、先端技術導入に向けた支援チームの派遣、経営者への個別訪問及び機器導入や製品・サービスの開発等に係る支援を行うものです。

(2)中小企業DX推進事業補助金は、物価高騰や賃上げ等の影響により費用増加に直面している中小企業に対し、生産現場でのデジタル化に必要な機器整備を支援するものです。

(3)デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業は、中小企業におけ

る中核技術者を対象に、デジタル化に向けたカリキュラムの作成や技術研修等を実施するものです。

(4)DX導入モデル企業支援事業は、モデル企業を選定し、各企業の生産ラインに適したDX導入支援等を実施するものです。

46ページをお願いいたします。

次に、項目4、UXプロジェクトによる新産業創出及びイノベーション支援は、新たなビジネスにつながる環境を提供し、関係機関との連携などにより、イノベーションが持続的に生まれる好循環の形成を目指すものです。

事業概要の(1)熊本空港周辺地域における産業振興創出事業は、UXプロジェクトの推進のため、人材や企業等の集積を図り、実証実験等の機会の提供や交流拠点施設の整備等を行うものです。

(2)次世代ベンチャー創出支援事業は、産学官金で構成するコンソーシアムの活動を通じまして、自然共生型産業における大学等の研究シーズを発掘し、新たな成長産業の創出に向けた支援を行うものです。

(3)くまもとオープンイノベーション推進事業は、コーディネーター及びアドバイザーを配置し、連携体の構築や商品開発、販路開拓等を支援するものです。

(4)くまもとクロス支援事業は、企業や大学等と連携し、技術力強化に係る研究開発等に対する事業を行うものです。

続きまして、項目5、半導体産業振興施策の推進は、TSMCの進出を契機として、半導体のみならず、県内産業のさらなる振興と県経済の成長を実現するために、くまもと半導体産業推進ビジョンに基づく施策を推進するものです。

事業概要(1)くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業は、半導体産業推進ビジョンに基づく施策の進捗評価を行うとともに、台湾経済団体を通じた企業の交流促進を図るもの

です。

(2)半導体産学官連携推進事業は、大学等と連携し、人材の育成及び共同研究の強化により3次元積層実装の量産化を確立し、地域産業や雇用の創出を図るものです。

(3)低環境負荷型半導体製造装置の開発支援事業は、環境負荷の低い半導体関連製造プロセスの開発、実用化を目指すものです。

最後に、項目6、令和2年7月豪雨からの復旧・復興関連は、被災した醸造食品企業における新商品の開発支援に加え、BCPの策定推進により、災害に強い食品業界の実現を目指すもので、県南被災地域の食品加工産業への支援事業に取り組むものです。

産業支援課は以上となります。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

48ページをお願いします。

熊本県総合エネルギー計画の推進については、計画に基づき、再生可能エネルギーの利活用に取り組んでおります。

(1)のRE100リニューアブルエナジー再エネ100%の電力供給・利用促進事業について、①の令和5年度に環境省から脱炭素先行地域として阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造が選定されましたので、この実現に向けて、電力を集約する地域エネルギー会社の設立や太陽光発電等の整備に取り組んでまいります。

②ですけれども、中小企業で再エネ利用を宣言する「RE Action」の宣言企業を増加させるため、メリット等が分かる企業向けのセミナー等を実施します。

(2)の熊本県総合エネルギー計画推進事業については、①の屋根置き型ソーラーを安心して設置できるよう、県内事業者が提案する事業プランや経済性をデータベース化し公開する取組を今年度から開始したいと思っております。

②ですが、県内のF I T期間が終了した電力を脱炭素先行地域や県庁舎等に供給するための課題整理等を行ってまいります。

(3)メガソーラー等対策事業については、メガソーラー等の再生可能エネルギーの地域との共生を図るため、再エネ事業者、県、立地市町村の3者による協定締結を推進します。また、この中で、阿蘇の太陽光施設について、国の環境事務所や世界遺産担当部局と連携し、主要観光地からの景観を踏まえて保全する地域を改めて検討します。

(4)水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業は、燃料電池車・FCV、燃料電池トラック・FCトラックの普及、水素の利活用に向けた取組を、九州各県や新たに県内企業との連携により推進してまいります。

下の49ページですが、上段の水力発電等の電源施設や石油貯蔵施設の立地市町村への交付金を交付しております。

最後が採石業等への指導、育成です。

採石場への立入検査、経営者等への研修を行い、採石事業者の育成や防災意識の向上を図ります。

また、事業者が人材確保に苦勞されておりますので、昨年から、採石事業のイメージ向上のため、小中学生等を対象としたバスツアー等にも取り組んでおります。

エネルギー政策課は以上です。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

資料50ページをお願いいたします。

項目の1、企業誘致の推進でございます。

国内外からの企業誘致、また、既に立地をいただいております企業のフォローアップを通じまして、本県の産業振興と雇用確保に努めてまいります。

具体的には、(1)にありますとおり、まずはしっかりと企業訪問をさせていただくことで、新規の誘致ですとかフォローアップにつ

なげてまいりますし、(2)にありますとおり、県外における企業誘致セミナーの開催、展示会への出展、あるいは既に立地いただいた企業と県内高校とのネットワークづくりなどに取り組んでまいります。

下の51ページをお願いいたします。

項目の2、企業の立地及び増設の促進でございます。

企業の立地及び増設を促進するため、企業の設備投資や雇用増等に対しまして補助を行っております。

51ページ、中段の表でございますけれども、セミコンダクタ、モビリティ、食品バイオなどを中心とした重点5分野ですとか、一般製造業などの業種によります補助の分類を整理したものでございます。こちらが企業立地促進補助金でございます。

52ページをお願いいたします。

上段に情報サービス業やコンテンツ産業などの企業を対象とします産業支援サービス業等立地促進補助金の要件等を整理したものでございます。

同じく、52ページ下段、項目3、さらなる半導体関連産業の集積の推進でございます。

こちらは、半導体に特化をしまして、国内及び台湾における展示会への出展、セミナー開催等を複合的に実施していくことで、本県の強みである半導体関連産業のさらなる集積を図っていくものでございます。

下の53ページをお願いいたします。

項目4のポートセールスの推進でございます。

熊本港、八代港を有しております本県におきまして、両港の利便性の向上を図るために、荷主企業や船会社に対するポートセールスに取り組んでまいります。

(1)戦略的ポートセールス推進事業につきましては、新規航路開設等によります経費の一部を補助させていただいておりますし、(2)国際コンテナ利用拡大助成事業につきま

しては、九州北部港等へ流出をしております国際コンテナ貨物の熊本港、八代港へのシフトを促し、貨物量を増加させることによりまして、国際コンテナ航路の利用拡大を図るため、両港を利用していただく荷主企業に対する助成を行っております。

下段の項目の5、県外IT企業、コンテンツ関連企業等とのネットワークの構築でございます。

こちらにつきましては、県外と県内のIT企業、コンテンツ関連企業を結びつけます場づくり等に取り組んでいくことで、さらなる企業集積につなげてまいるのでございます。

54ページをお願いいたします。

項目の6、県南地域への企業集積の促進でございます。

こちらは、今回新規事業でございますけれども、TSMC進出効果を全县に波及させるため、県南地域の企業集積を促進することを目的に、(1)でございますけれども、県南地域の企業誘致の強化に向けまして、市町村と連携を図りながら、フォームマーケティング、企業現地視察ツアー、企業と学校をつなぐ工場見学ツアーを実施する予定としております。

このフォームマーケティングにつきましては、各企業さん、ターゲットとしております企業さんのホームページのお問合せのところ、これはフォームと言っております。ここに本県への立地あるいは県内への立地というところの御案内をしていく予定にしております。約8,000社ほどを対象にと考えておるところでございます。

下段の7番、企業誘致の受皿となる工業団地の整備でございます。

製造業等の企業誘致の受皿を確保するため、工業団地の整備を行うこととしております。こちらは、(1)新規工業団地建設につきましては、現在、菊池市事業区、合志市事

業区につきまして、特に、菊池市事業区は、用地の取得を終わりました、造成に向かうという段階でございます。

また、(2)県南地域工業団地施設整備促進事業につきましては、市町村が行います団地整備の取組を支援するために調査等を行うというものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、倉光観光戦略部長。

○倉光観光戦略部長 観光戦略部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

これまで観光戦略部で進めてきた旅行需要喚起策や誘客促進などの施策が実を結び、令和5年の延べ宿泊客数は840万人と過去最多を更新しました。インバウンドについても、誘客強化を図る効果的なプロモーション等の取組に加え、TSMCの進出や国際線の充実も相まってさらなる活況を呈し、100万人と過去2番目に多い結果となりました。

一方で、県内の地域によっては観光客の回復に差がある状況であり、引き続き豪雨被災地の誘客対策などに取り組んでまいります。

そうした中、昨年度に続き、ツール・ド・九州、国際バドミントン大会といった国際スポーツ大会が本県で開催されます。また、多くのインバウンドが期待される大阪・関西万博の開催まで1年を切りました。こうしたイベントの経済波及効果が県内全域に行き渡るよう、積極的に取り組んでまいります。

さらに、今年度は、ようこそくまもと観光立県推進計画の改定を予定しております。本県の観光施策推進のための基本計画であり、観光を取り巻く状況の変化や旅行者のニーズの多様化を踏まえながら、策定作業を進めて

まいります。

それでは、令和6年度の観光戦略部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料、令和6年度組織機構図及び役付職員名簿の17ページをお願いいたします。

観光戦略部は、記載のとおり4課で構成され、職員数は70名となっております。

次に、資料、令和6年度主要事業及び新規事業の55ページをお願いいたします。

6月補正後の令和6年度予算につきましては、一般会計で総額33億5,400万円余となっております。

主な内容としましては、熊本地震、豪雨災害からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症、物価高騰対策に係る事業者支援等をはじめ、国内外からの観光誘客、国際交流の推進、県産品の販路拡大等に取り組む経費でございます。

次に、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

資料、令和6年度6月補正予算関係の36ページをお願いいたします。

令和6年度6月補正では、補正額(B)の欄の下段にございますとおり、一般会計で5億9,800万円余の増額をお願いしております。

主な内容としましては、国内外からの誘客強化や周遊促進、観光DX・人材育成、スポーツツーリズム、県産品販路拡大等に取り組む経費でございます。

加えて、債務負担行為、繰越明許費についても御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○西山宗孝委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

資料、令和6年度主要事業及び新規事業をお願いいたします。

56ページをお開きください。

項目1、熊本地震震災ミュージアムの取組の推進につきましては、昨年7月15日にオープンした震災ミュージアムK I O K Uが1周年を迎えますが、今年度さらに熊本地震の記憶や経験、教訓などを後世に伝承することを進め、教育旅行をはじめとした誘客に努めてまいります。また、関係9市町村と連携いたしまして、震災ミュージアムK I O K Uを中核拠点として、回廊型のフィールドミュージアムの取組を推進してまいります。

続きまして、下段、項目2のマンガ、アニメの活用による誘客促進及び地方創生についてでございますが、南阿蘇鉄道と連携したサニー号トレインコラボ列車1周年に向けた新たな周遊施策の展開ですとか、清和文楽と『ONE PIECE』のコラボ作品の定期公演など、『ONE PIECE』をはじめとするアニメ、漫画等のコンテンツを活用した誘客促進や被災地復興支援を目指す取組を進めてまいります。

58ページをお願いいたします。

項目5の多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、事業概要(1)の外国人サポートセンター運営事業によりまして、在留外国人や地域住民からの生活全般に係る相談のワンストップ窓口として、きめ細かな対応を行ってまいります。

また、J A S M駐在員と御家族の対応窓口として、昨年8月に、台湾相談ホットラインを開設しておりまして、今年4月からは、相談員として新たに台湾人の方1名を配置いたしております。相談体制を強化して対応してまいります。

観光国際政策課は以上でございます。

○永田観光企画課長 観光企画課でございます。

59ページをお願いいたします。

項目1、観光産業の基幹産業化の推進は、観光地の受入れ体制整備に取り組むとともに、各地の地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりに取り組み、雇用、経済の活性化にとって重要な基幹産業として、観光産業の存在感を高めることを目的としております。

事業概要(1)の事業は、観光客の満足度を高め、リピーターを獲得し、持続可能な稼げる観光地域づくりを推進するため、地域が一体となって面的に取り組む観光資源の高付加価値化や多様な観光客の受入れ体制整備への支援を行うものでございます。

(2)の事業は、観光関連産業における人手不足の解消を図るため、観光関連業界を対象とした合同就職面談会のほか、経営効率化や改善のためのセミナー、コンサルティングを実施するものでございます。

(5)は、日本固有の世界に誇るべき温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向け、知事会で活動されておまして、温泉文化の担い手である温泉地や温泉宿泊施設の現状と課題を把握するための調査研究に要する経費の一部を負担するものでございます。

60ページをお願いします。

項目2、観光DXの推進は、SNSを活用したデジタルマーケティング、観光Ma a Sの構築、デジタル技術を活用したサービスの質の向上など、誘客促進、旅行者の利便性向上、観光産業の生産性向上などにつながる観光DXを推進するための事業です。

(1)の事業では、観光客の誘客促進や観光施策の立案につなげるため、SNSなどのデジタル媒体を活用し、旅行者の嗜好に合わせた情報発信やマーケティングデータの収集、分析により、効果測定などを行うものでござ

います。

(2)は、観光における2次交通の課題克服、例えば、空港や主要駅から観光地までの交通移動手段の確保や周遊促進による観光消費の増加に向け、関係市町村と連携し、観光Ma a Sの検討、実証等を行うものでございます。

(3)は、物価高騰等の影響を受ける宿泊事業者等に対して、地域一体となった面的DX化につながるシステムの導入などを支援することにより、観光客の受入れ環境整備に取り組んでまいります。

項目3のスポーツツーリズムの推進は、2019年の大規模国際スポーツ大会で得たノウハウを活用し、スポーツによる交流人口の拡大や地域活性化を図り、スポーツツーリズムの推進に取り組むものです。

(1)は、国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンの開催、(2)の事業は、国際サイクルレース、ツール・ド・九州の開催に向けて、官民一体となって取り組んでまいります。

観光企画課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

資料61ページをお願いいたします。

1の国内からの誘客の推進につきましては、令和2年7月豪雨の影響により落ち込んだ観光産業の回復を図るとともに、コロナ禍から回復してきた観光需要をしっかりと本県に取り込むための施策を推進するものでございます。

(1)豪雨被災地域における観光需要回復緊急支援事業は、豪雨被災地域を目的地とする交通機関の利用を組み込んだ旅行商品への助成等を実施し、被災地域の観光復興の後押しを図るものです。

(3)新たな旅のスタイル促進事業は、新たな観光スタイル、新たな働き方スタイルに対

応したワーケーションの推進により、旅行需要を創出し、交流・関係人口の拡大を図るものでございます。

(5)旅するくまモンパスポート事業は、LINEを活用したデジタルクーポンの付与により、観光客の県内周遊を促してまいります。

62ページをお願いいたします。

2、海外からの誘客の推進につきましては、令和5年の外国人宿泊者数は、過去2番目となります約100万人を記録いたしました。このインバウンド需要の維持、拡大を図るため、さらなる誘客を推進するものです。

(2)台湾インバウンド誘客強化事業ですが、台湾は最重点市場であり、さらなる誘客に向けて、昨年度に引き続き観光レップを配置し、現地での商談会、観光PR実施や現地旅行会社への定期的なセールスを行ってまいります。また、教育旅行の相談窓口を設置し、訪日教育旅行誘致拡大を図ります。

(3)大阪・関西万博連携事業は、観光コンテンツの磨き上げや旅行商品の販売力強化、東京、大阪におけるプロモーションを実施いたしまして、約2,820万人とされる万博来場者の本県への誘客に取り組むものです。

下の3、クルーズ船誘致、受入れの推進につきましては、くまモンポート八代をはじめとする県内港へのクルーズ船誘致と受入れ体制の強化により、クルーズ船寄港の経済波及効果の拡大を図るものです。

(1)のクルーズ船誘致促進事業により、船社のキーパーソン招聘や展示会、商談会の出展、付加価値の高い寄港ツアーの造成等でクルーズ船寄港数の増加を目指すとともに、(2)のクルーズ船受入体制強化事業におきまして、クルーズ船寄港時のツアーバスの円滑な運用や環境整備、クルーズ客の満足度の向上のためのおもてなしに取り組んでまいります。

観光振興課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

63ページをお願いします。

項目1、農林水産物等輸出の推進です。

2の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出の専門家による事業者の伴走支援など、新規販路開拓や輸出先の規制への対応に取り組む事業者を総合的に支援します。

(2)海外輸出拡大対策事業は、台湾向け輸出支援に取り組むとともに、現地ニーズを把握するためのバイヤー等の招聘や海外でのプロモーションなどを実施する事業です。

(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、輸出産地の形成を図るため、農業団体をはじめ関係機関と一体となって、生産方法の転換や物流改善などに取り組めます。

項目2の県産品の認知度向上及び販路拡大です。

64ページをお願いします。

(4)首都圏等県産品販路拡大事業は、商談会や都市圏の百貨店などでのフェアの開催、東京の銀座熊本館を軸とした県産品の販路拡大のための取組を実施します。

(5)くまもと県産品消費喚起緊急支援事業は、関係団体が行う大都市圏の飲食店等を対象とした商談会などによる県産品の販路拡大や、全国の吟醸酒造りで広く使われている熊本酵母発祥の地をフックとした県産日本酒の認知度向上の取組を支援します。

(7)伝統工芸館施設改修事業は、今年度から伝統工芸館の大規模改修工事を実施するものです。

項目3、球磨焼酎のトップブランド化の推進です。

球磨焼酎リブランディング事業ですが、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づき、球磨焼酎の魅力発掘や知名度向上のた

めの情報発信、百貨店などと連携したフェアの開催など、総合的に事業を展開いたします。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○西山宗孝委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従って説明をお願いいたします。

○深川企業局長 企業局の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、令和6年度組織機構図及び役付職員名簿の22ページをお願いします。

企業局は、本庁に総務経営課と工務課の2課、出先機関として、発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所の2か所があり、職員数は、本庁と出先機関を合わせて58名です。

23ページ、24ページは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌でございます。

次に、資料、令和6年度主要事業及び新規事業の65ページをお願いします。

現在、企業局では、令和6年度当初予算総括表の一番左の列に記載のとおり、電気事業、工業用水道事業、そして有料駐車場事業の3事業を運営しております。

電気事業では、7つの水力発電所を運営しております。このうち、規模の大きな4つの発電所におけるリニューアル工事が令和4年度に完了し、発電能力の増強や固定価格買取制度の適用による経営基盤の強化を図っているところです。

引き続き、発電所設備の効果的なメンテナンス等を実施し、電力等収入の安定確保、電力の安定供給に努めてまいります。

次に、工業用水道事業では、有明、八代、そして苓北の3つの工業用水道を運営しております。このうち、有明及び八代工業用水道については、多くの未利用水や多額のダム関連経費の負担から経営が厳しい状況にあります。

そのため、施設の運営権を民間事業者に委ねるコンセッション方式を令和3年度から導入し、民間のノウハウ等を活用し、効率的な経営やサービス向上、ユーザー拡大等に取り組んでおります。

このほか、有明工業用水道では、未利用水を活用した半導体関連企業への新規供給に向けた取組を進めております。

また、八代工業用水道では、八代臨海工業用地のバイオマス発電所への新規給水が今年度から本格化し、さらに、八代地域で計画される新規県営工業団地の整備も未利用水活用に向けた大きな追い風になると期待しております。

引き続き、コンセッション事業者及び知事部局とも連携を密にし、収益確保やサービス向上に向けた取組を通じて、運営基盤の強化を進めてまいります。

3つ目の有料駐車場事業では、コロナ禍により利用台数が減少しておりましたが、令和4年度から回復に転じ、令和5年度にはコロナ禍前と同水準まで回復してきております。

また、本年7月からは、障害者割引制度も導入することとしております。

今後も引き続き、指定管理者と連携を図りながら、利用者の利便性向上等に取り組み、適切な維持管理と安定経営を通じて、町なかのにぎわいづくりに貢献してまいります。

なお、これら3事業のほかに、昨年度に引き続き、県政貢献策として、電気事業と有料駐車場事業から、合わせて5億5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしております。

以上が企業局が所管する事業の概要でございます。

それでは、本日御審議いただく議案でございますが、電気事業会計補正予算として債務負担行為の設定2件をお願いするものです。

また、地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度の電気事業及び工業用水道事業における建設改良費の繰越し及び事故繰越しについ

て報告させていただきます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西山宗孝委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

資料、令和6年度主要事業及び新規事業の65ページをお願いいたします。

令和6年度当初予算総括表でございます。

企業局では、企業会計に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業ごとに当年度の損益を示す収益的収支と建設改良費などの投下資本を示す資本的収支に分けて予算を計上しております。

最下段の合計欄でございますが、3事業合わせました収入総額は、前年度比8,700万円余増の63億5,600万円余、支出総額は、前年度比7億3,200万円余増の72億5,100万円余となっております。

なお、説明資料66ページの表は、工業用水道事業会計につきまして、有明、八代及び苓北の3工業用水ごとに取りまとめたものでございます。

67ページをお願いいたします。

まず、1、「経営戦略」に基づく取組の推進でございます。

事業運営の基本となります企業局経営戦略2020においては、本文4行目にありますとおり、全事業の黒字化、新規事業に挑戦、地域貢献の充実の3つの戦略目標を掲げ、資料中段以降の(1)から(3)に記載の事業に取り組んでおります。

なお、資料上段の本文の最下段にありますとおり、本年度は、計画期間の中間年であるため、中間見直しの着手を予定しているところでございます。

次に、各事業の経営状況等について御説明いたします。

68ページをお願いいたします。

電気事業でございます。

各水力発電所の状況は、1の表のとおりでございます。

2、経営状況等でございます。

(1)記載のとおり、市房及び緑川の4発電所につきましては、固定価格買取制度での供給により、年間10数億円程度の黒字が見込まれます。

また、(3)記載のとおり、再生可能エネルギーを活用した新規事業としまして、小水力発電所の開発可能性調査を進めております。

(4)、(5)につきましては、電気事業の利益を活用しました県及び施設所在市町村に対する貢献策でございます。県一般会計への繰り出しとして5億円を計上しております。

(6)ですが、八代市坂本町の荒瀬ダム関連施設跡地3か所につきまして、市の復興事業用地として、令和5年度に1か所無償譲渡し、今後2か所を無償譲渡する予定でございます。

69ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございます。

各工業用水道の状況は、1の表のとおりでございます。

2、経営状況等でございますが、(1)記載のとおり、有明、八代の両工業用水道につきましては、コンセッション方式の導入など経費節減に努めているものの、多くの未利用水や、特に有明工業用水道における多額の竜門ダム関連経費の負担から経営が厳しい状況でございます。

引き続き、事業拡大に取り組んでまいりますとともに、有明工業用水道につきましては、後ほど御説明いたしますが、半導体関連企業への工業用水供給に向けた取組を進めているところでございます。

なお、八代工業用水道につきましては、令

和5年11月から、木質バイオマス発電施設に日量約3,500万立米を給水開始したところでございます。

70ページをお願いいたします。

有料駐車場事業でございます。

状況につきましては、1の表のとおりでございます。

2、経営状況等、(1)記載のとおり、3施設一括で利用料金制の指定管理者制度を導入しております。

(2)の利用台数につきましては、コロナ禍前は年間20万台を超えておりましたが、令和2年度からは約15万台で推移のところ、昨年度は約21万台まで回復しました。

引き続き、指定管理者と連携し、民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を図ってまいります。

なお、(3)の県政貢献としまして、先ほど御説明しました電気事業からの5億円に加え、有料駐車場事業から5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしております。

71ページをお願いいたします。

半導体関連企業への工業用水供給に係る新規工業用水道事業でございます。

1に記載のとおり、地下水保全と有明工業用水道の未利用水活用による収益確保、経営基盤強化のため、半導体企業に工業用水を給水するための浄水場建設等に向けた取組を進めてまいります。

2に記載のとおり、事業費は約8億5,500万円で、事業内容としましては、浄水場等の整備に必要となる用地取得や設計等を行うこととしております。

なお、昨年度の国の経済対策に係る補正予算により、事業費の10分の4につきまして、国の交付金が措置されております。

企業局は以上でございます。

○西山宗孝委員長 次に、労働委員会事務局長から、資料に従い説明をお願いいたしま

す。

○木村労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

令和6年度組織機構図及び役付職員名簿の資料の25ページをお願いいたします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会です。不当労働行為の救済申立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されています。

なお、お手元の名簿は、昨日7月1日に知事に任命された第49期の委員名簿となります。

委員名簿につきましては、役職名の正誤表も置かせていただいております。申し訳ございませんでした。

また、事務局職員は10名です。

次に、当初予算及び主要事業を御説明いたします。

令和6年度主要事業及び新規事業資料の72ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、総額1億1,200万円余で、主な内容としては、委員会費としての委員報酬を、事務局費として職員給与費や局の運営費を計上しております。

73ページをお願いいたします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

まず、1、不当労働行為事件の審査です。

これは、使用者が資料に記載しておりますような労働組合活動を阻害する行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じて、救済命令あるいは和解等により解決を図るもの

です。

次に、2、労働争議の調整です。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものです。

3、個別労働関係紛争のあっせんです。

労働者個人と使用者との紛争が当事者同士で解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものです。

労働委員会事務局は以上です。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等についての質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号と担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 16ページですね。

開発における環境配慮の推進ということで、環境影響評価ということで記載がされておりますけれども、TSMCの第2工場ですね。これがもう建設をするという既定路線で進められているようですね。ここはアセスの多分面積的に対象にならないのかなと思いますけれども、その関係をちょっと教えていただきたいと思います。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

今お話のありましたTSMCに関する第2工場のアセスに関してでございます。

まず、第1工場に関しましては、条例に基

づく25ヘクタール未満ということで、アセス対象外ということでございます。

第2工場建設に当たりましては、地下水の涵養量等を踏まえて、最終的には、50ヘクタールが対象になるということで、50ヘクタール未満ということで、アセス対象未満というふうに判断しております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 そもそも、その25ヘクタール以上が、地下水保全地域はアセス対象だったのが、これを見直されたわけですよね。その見直しの理由が、要は、地下水をくみ上げる量をきちんと涵養していただくということが条件だったと思いますけれども、この辺りは第2工場できちんと約束できてるんですか、そのくみ上げる部分を涵養してもらうということ。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

その点につきましては、事前に事業者側から地下水涵養計画等を出していただきまして、十分な量があるということで判断して対応しております。

○鎌田聡委員 ちょっと私が情報不足で申し訳ないんですけども、そもそも第1工場が8,500ぐらいだったと思いますけれども、第2工場はどれだけの水を使うんですかね。どれだけの水使って、それだけの水は涵養するということがもうきちんと多分約束されているから、アセスをしなくていいという話じゃないかなと思いますけれども、そのくみ上げ量を教えていただきたいと思います。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

トータルで最終的に判断しておりまして、すみません、今手元にその数字がございませ

ん。申し訳ありません。後ほどお持ちしたいと思えます。

○西山宗孝委員長 資料は、後ほどということでございますけれども。

○鎌田聡委員 水の量は、はっきり分かっているんですね。

○廣畑環境保全課長 事業者に事前に出していただいておりますので、その数字は分かっております。あくまでも計画という数字ではございますけれども。

以上です。

○鎌田聡委員 そのくみ上げ部分、量については、きちんと涵養していただくということは、これは協定か何かになってるんですかね。きちんとやるというのは、

○廣畑環境保全課長 協定というような形ではございませんけれども、事前に出していただいた資料を基に確認しております。また、最終的にどれだけ涵養したかというのは、届出等で、届出といいましょうか、情報をいただくことで確認していくということにしております。

○鎌田聡委員 分かりました。非常にその辺りのところも気になる場所であって、環境アセスを本当はきちんとやってもらった上で来ていただくというのが一番ベストですけれども、そういう条件にならないということで見直されたわけですから、そういった地下水の問題、非常にそこで緩和された経緯がありますから、しっかりと対応をしていただくようお願いしたいと思います。

それともう1点、すみません。その前のページ、15ページですね。

地下水の汚濁の状況の監視ということであ

りますけれども、これはネットで先週ちょっと拝見をいたしましたけれども、要は、PRT Rインフォメーション広場という環境省のホームページの中で、ここは、企業が有害性のある化学物質をどこから——どこからというのか、企業からどれだけ排出されているのかというのを公表しなければならないということですので、ちょっと表をネットで見たやつで、ソニーセミコンの熊本のやつで、令和3年と令和4年が、半導体の工場です。フッ化水素の量が全く出てないんですね。これについて、ネットの中では、企業も隠してるし、熊本県も、この事実を知って隠蔽しているというような表現もされているわけですが、この辺りの経緯等、全く本当に出してないのかどうなのか。出してないことはないと思えますけれども、その辺りをちょっと教えていただきたいと思えます。

○廣畑環境保全課長 今委員御指摘の点につきましては、確かに2年前ぐらいからデータがゼロになっているところはございます。

フッ化水素というものは、半導体工場には付き物の物質でございます。確認したところ、実際は使っていたということで、事業者側から理由について説明を受けております。

実際の誤りというのは、統計上のシステムに誤りがある、そこを見落としていたという点、国への問合せ等でいろいろ誤認があったということで報告を受けております。速やかに修正をするように指示しまして、事業者側が、他の項目も含めてきちんと把握して報告し直すような形で、今進めているところでございます。

○鎌田聡委員 システム自体の何か不具合ということで、2年間出てなかったということですか。

○廣畑環境保全課長 数多くの物質を使って

おりますので、事業者側は、もう数多くの物質で、それは、デジタル的にシステムで統計して最終的には報告するような形にしておりまして、それが、システムを変えたときにどうも抜け落ちたというふうな報告を受けております。それをそのまま使っていないような形で担当が誤認して、そのまま報告を上げていたということでございます。

○鎌田聡委員 企業は、そういうふうなシステムの誤りで、そういうふうなこの部分だけ出してないということがあったんですけども、これは、県として何か——2年間出されてなかったわけですね、最近分かったんですけども。2年前から出されていないという状況は、県としてのチェックとか、その辺はする必要はなかったんでしょうか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

委員御指摘の点につきましては、そもそもP R T R法という制度で報告をするようになっておりまして、数多くの事業者が数多くの物質について報告しております。

確かに、その点できちんとゼロになった経緯というのを、うちのほうでももっと詳細に調べておくべきだったかなということは反省すべき点というふうに考えております。

○鎌田聡委員 いろんな企業があって、いろんな物質が出されていて、なかなかこれを全部チェックするというのは大変な作業だと思いますけれども、ただ、これから、やっぱりこの半導体企業の排出される水から何が出されているのか、非常に関心があるところであって、そういった対策の本部もつくられるわけですよ。

これからのやっぱり——これまでもそうですね。やっぱり一番不安を持っている県民、県民の不安が大きいところでの情報公開とい

うのが、まさにやっぱり行政の責務として、私はやるべきだろうと思ってますから、これまでのことはこれまでのこととしましても、今後、そういったのが見落としがないように、きちんと正確な情報が出せるように、体制が不十分であれば、その体制をきちんと取ってやって、そういった情報、正確な情報を開示していただくということは極めて必要だと思ってますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、これは速やかに出しますということでもありますけれども、まだ昨日の段階でも、このグラフでゼロになっておりますので、ぜひそういったところもしっかり早く正確な数値を出していただくように促してもらいようようにお願いしておきます。

○西山宗孝委員長 御意見、御要望ということでよろしいですかね。

○廣畑環境保全課長 県民の皆様の特に注目のある物質と事業場でもありますので、その点については、今後は徹底してまいりたいというふうに考えております。

なお、ホームページ上の修正についてですけれども、それは国のほうで修正するような形で、ある程度定期的にはしか修正がなされていないようですので、もうしばらくは時間がかかるかと思ひます。それと同時に、まだ事業者が徹底的にもう一回精査しておりますので、その数字が上がってきて初めて国に上げて修正がかかるというような状態でございます。

以上です。

○鎌田聡委員 分かりました。時間的に、これまで載ってなかったやつを、きちんとデータがあるのかどうかもちょっと分かりませんが、速やかにこの作業を進めていただき、先ほど申し上げましたように、やはり情報公開、きちんと正確な情報の提供、公開、

これは極めて重要ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○西山宗孝委員長 御意見、御要望ということで。

○鎌田聡委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 23ページ、エコアくまもとの関係が記載をされて、産廃の処分場ですけれども、これは今容量的にどのくらい現状あつて、あとどのくらい対応できるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

エコアくまもとのほうは、現時点、残量としては約20万立米ぐらゐが残存してござりまして、現状の埋立てのペースであれば、災害等がないと仮定した場合であれば、20年程度はもつぐらゐのペース、状況でございます。

○鎌田聡委員 これから分かりませぬけれども、今の段階では20年ぐらゐということですね。

民間の処分場の話もありますし、そういったところでのいろいろな住民の理解が得られてないようなところもござりますので、できるだけこういったエコアで長く処分してもらおうというのが一番いいと思ひますので、ぜひまた——なかなか容量アップというのは難しいと思ひますけれども、多くの物が出ないよゐにいろんなリサイクルも含めてやっぱりやっていくべきかなと思ひてござります。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

この際、昼食のため、午後1時より再開いたしますので、休憩に入ります。

よろしくお願ひします。

午前11時48分休憩

午後0時58分開議

○西山宗孝委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明の終了後、一括して受けたいと思ひます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願ひいたします。

それでは、担当課長から議案等について説明をお願ひいたします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

経済環境常任委員会説明資料、2ページをお願ひいたします。

公害対策費で増額補正をお願ひしてござります。

説明欄の1、公害対策促進費は、今年5月に設置した地下水保全推進本部での取組に関する経費で、半導体工場内使用水の再利用施設の先進地視察や県が観測している地下水を県ホームページでいつでも閲覧できるシステムを構築する経費です。

2、環境立県推進費は、水銀フリー社会の実現に向け、県立大学での水銀研究留学生受入れ支援の経費です。

環境政策課は以上です。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課です。

3ページをお願ひいたします。

公害保健費で増額補正をお願ひしてござります。

これは、説明欄記載の公害被害者救済対策費で、(1)水俣病関連情報発信事業は、百間

排水口樋門の扉の新調など、水俣病の理解促進を図るため、県が情報発信を行う経費です。

(2)水俣病関連情報発信支援事業は、語り部のインタビュー映像の制作など、市町が行う情報発信に対する助成です。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書でございます。

上段の水俣病関連情報発信支援事業費は、水俣病資料館の収蔵庫増築の設計業務ですが、事業実施に不測の日数を要したため繰り越したもので、既に事業は完了しております。

下段の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業費は、物価高騰の影響を受ける水俣病関係事業者への支援に要する経費で、年度内の事業費の確定が困難なため、繰り越したものです。

水俣病保健課は以上です。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

5ページをお願いします。

公害対策費として、1,730万円余の増額補正をお願いしています。

これは、半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策として、セミコンテックパーク周辺に地下水観測井戸を設置するほか、水田湛水以外の新たな地下水涵養の検討に要する経費です。

続きまして、6ページをお願いします。

繰越明許です。

上段は、環境センターの館内監視設備の更新ですが、機材価格の高騰により入札手続に時間を要し、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越したものです。今年度には完了を見込んでおります。

下段の2050くまもとゼロカーボン推進事業費は、八代、芦北、球磨の各総合庁舎にカーポート型の太陽光発電設備を設置する事業で

すが、充放電設備の設置場所の調整等に時間を要したため、繰り越したものです。芦北と球磨は既に工事が完了しており、八代も今年10月頃に工事完了予定のため、年内には再エネ設備から庁舎への電気供給が開始できる見込みでございます。

環境立県推進課は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

7ページをお願いします。

環境衛生費の水道施設整備事業費は、水道施設の耐震化などに関する補助金で、9,790万円余を繰り越しております。理由は、水道事業者の工事の施工に不測の日数を要したためでございます。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

8ページをお願いします。

右側説明欄の1、観光施設整備事業費の(1)自然公園等施設リニューアル事業ですが、通潤橋の国宝指定に伴い、観光客の増加が見込まれるため、歩道などの施設整備、不要施設の撤去、景観を阻害する樹木の伐採を行うものです。

(2)国立公園満喫プロジェクト推進事業ですが、阿蘇くじゅう国立自然公園内の阿蘇山上広場に廃屋が2棟あり、長年景観に悪影響を及ぼしていたことから、土地所有者である南阿蘇村が実施主体となり、廃屋の撤去に取り組むこととなったため、その撤去費用の一部を国と県で補助するものです。

次に、2、国庫支出金返納金ですが、令和3年度2月補正にて公園施設感染防止対策として予算化した自然公園等施設リニューアル事業等の事業費確定に伴う執行残を国へ返納するものです。

9ページをお願いします。

繰越明許費の繰越計算書です。

1段目の自然公園観光施設等整備事業費及び2段目の自然公園観光施設等維持補修費でございますが、玉名市の小岱山キャンプ場の管理棟解体ほか6か所の施設補修等で繰り越しております。

繰越しの理由ですが、施設改修に係る整備内容の検討、設計等に不測の日数を要したため、繰り越したものです。

3段目の国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費でございますが、水上村の市房山麓野営場の場内道路の改修や不要施設の撤去を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、令和2年7月豪雨災害の災害復旧工事の影響により労務が不足し、不測の日数を要したため、繰り越したものです。

10ページをお願いします。

1段目の国立公園満喫プロジェクト推進事業費ですが、菊池市の菊池溪谷ほか3か所におきまして、施設改修を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、施設改修に係る整備内容の検討や設計等に不測の日数を要したこと、令和5年12月補正で計上しました事業もあり、十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

2段目の自然公園施設等災害復旧費ですが、山都町の通潤橋周辺の歩道ほか2か所において施設復旧を繰り越しております。

繰越しの理由ですが、施設の復旧方法の検討や設計等に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。いずれの事業も年度内完了を予定しております。

11ページをお願いします。

事故繰越の繰越計算書でございます。

国立公園満喫プロジェクト推進事業費ですが、阿蘇市の大観峰園地の公衆トイレ改修に係る地元関係者との合意形成に不測の日数を要したこと等により、繰り越したものでござ

います。年度内に完了見込みでございます。

自然保護課は以上でございます。

○村岡循環社会推進課長 循環社会推進課です。

12ページをお願いします。

資料1段目の公害対策費では、増額補正をお願いしているところです。

増額の内訳につきましては、右側の説明欄に記載のとおり、環境立県推進費のうち、バイオマス利活用推進事業は、軽油代替燃料の高純度バイオディーゼル燃料の利活用についての普及啓発等に要する経費です。

次に、2段目の環境整備費でございますが、これも増額補正をお願いしております。

増額の内訳につきましては、右側の説明欄を御覧ください。

1の一般廃棄物対策費のうち、プラスチックごみ対策事業は、プラスチックの排出抑制について周知啓発活動を行うための経費です。

次に、2の産業廃棄物対策費のうち、PCB廃棄物処理対策事業は、令和8年度に処理期限を迎える低濃度PCB廃棄物について、期限内処理を周知啓発するための経費です。

循環社会推進課は以上です。

○岸森くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

13ページをお願いします。

交通安全対策促進費で増額をお願いしております。

説明欄の交通安全総合対策費は、交通安全推進連盟及び交通安全母の会に対する補助に要する経費です。

その下の段は、青少年育成費で増額をお願いしております。

説明欄(1)の青少年健全育成推進事業は、青少年育成県民会議の運営及びその事業に対する交付金です。

(2)のグローバルジュニアドリーム事業は、小中学生等の台湾派遣交流プログラムで派遣人数の増加に要する経費です。

くらしの安全推進課は以上です。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

14ページをお願いいたします。

消費者行政推進費で増額補正をお願いしております。

説明欄(1)の地方消費者行政推進事業は、県消費者行政の強化等に要する経費です。

(2)の食品ロス削減推進事業は、食品ロス削減推進のための広報啓発等に要する経費です。

消費生活課は以上です。

○山田商工政策課長 商工政策課でございます。

16ページをお願いいたします。

労政総務費の増額は、県外在住の求職者が県内企業で採用試験等を受ける場合の交通費や宿泊費を助成するものです。

下段、商業総務費の増額は、くまもと産業復興エキスポの開催に要する経費とコロナ禍での飲食店に対する時短要請に伴う協力金の事業費確定に伴う国庫返納金を計上しております。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

17ページをお願いいたします。

商業総務費の国庫支出金返納金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴いまして、受入額と実績額の差額を国へ返納するものでございます。

中小企業振興費の1の中小企業金融総合支援事業は、主要事業でも御説明いたしました

が、TSMC進出効果を県内全域に波及させるため、台湾関連事業に取り組む中小企業者向けの新資金の創設に係る貸付原資などでございます。

2の中小企業団体補助は、中小企業の指導支援を行う中小企業団体等の自主事業に対する補助でございます。

18ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

これは、先ほど御説明した台湾関連資金の創設に伴うものでございまして、熊本県信用保証協会への損失補償に関する債務負担行為の変更を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

令和5年度の繰越明許費繰越計算書です。

19ページの4事業と、おめくりいただきまして、20ページの上から3つ目までの事業につきましては、物価高等の影響を受ける事業者に対して支援をさらに進めるために、昨年の12月補正及び2月補正において予算化し、本年度に繰り越したものでございます。

最下段のなりわい再建支援補助事業費につきましては、公共事業の影響とやむを得ない事情により令和5年度までに申請できなかった事業者等に対応するため、国の経済対策により2月補正で予算化して、これもまた本年度に繰り越したものでございます。

21ページをお願いいたします。

事故繰越の計算書でございます。

なりわい再建支援補助事業費の事故繰越につきましては、令和4年度の補正予算で事業費を計上し、令和5年度に繰り越したものでございますけれども、国関連の工事との調整が必要になった等の理由によりまして、令和5年度までに事業が完了しなかったため、令和6年度に事故繰りを行ったものでございます。4件を繰り越しておりまして、現在、補助事業者において、今年度内に復旧事業が完了するように取り組まれているところでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

22ページをお願いいたします。

上段の労政総務費でございますが、説明欄の熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業は、県内外の若者、それからその保護者の方に対しまして、県内企業の魅力発信を行ったり、企業説明会を開催するものでございます。

中段の労働福祉費でございますが、説明欄の労働者福祉協議会補助金は、熊本県労働福祉協議会の運営費を支援するものでございます。

下段の職業訓練総務費でございますが、説明欄の(1)外国人材活躍促進支援事業は、外国人材が働きやすい環境づくりを行う企業を支援するため、講習会などを行うもので、(2)熊本県半導体人材育成会議等活動事業は、小中学生に対しまして、半導体関連の出前授業を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

上段の説明欄の(3)外国人材マッチング事業は、外国人材の雇用に関心のある企業の相談に応じまして、企業と外国人材とのマッチングを行うもので、(4)半導体研修受講支援事業は、民間の半導体研修機関で従業員の研修を行う企業や学生の研修を受け入れる半導体研修機関を支援するものでございます。

中段の技術短期大学校費でございますが、説明欄の技術短期大学校運動施設整備事業は、技術短期大学校の運動施設を整備するものでございます。

下段の失業対策総務費でございますが、説明欄の(1)高年齢者雇用推進事業は、県シルバー人材センター連合会の運営費を支援するもので、(2)熊本県ブライト企業推進事業は、ブライト企業の認定及び労働環境向上のためのセミナーを開催するものでござい

す。

24ページをお願いいたします。

説明欄の国庫支出金返納金は、新型コロナウイルス対応雇用維持・確保支援事業などの事業費確定等に伴う国庫支出金の返納金でございます。

25ページをお願いいたします。

令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書として、上段の職業能力開発施設拠点化推進事業費は、県立高等技術専門校におけます寄宿舎の整備でございますけれども、基礎ぐいなどの資材調達の遅れから、年度内完了が困難となったため繰越しを行うもので、下段の技術短期大学校教育対策事業費は、技術短期大学校の学内通信ネットワークの整備につきまして、データ通信に対応するための仕様変更が生じたことから年度内納入が困難となったため、繰越しを行うものでございます。

労働雇用創生課は以上です。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

26ページをお願いします。

まず、工鉱業振興費として、地場企業の事業所の新設または増設による助成に要する経費及び国際連携の推進のため、台湾経済団体を通じた企業の交流促進に要する経費として、3億7,106万円余をお願いしております。

続きまして、産業技術センター費でございます。

環境負荷の低い半導体関連製造プロセスを実用化するための経費として、1,120万円余をお願いしております。

26ページの下でございます。

中核技術者向け育成カリキュラムの作成及び技術研修の実施に要する経費、また、27ページの先進的なDX技術の導入、運用を目指す県内中小企業からモデル企業を選定し、I

T、デジタルを活用したDXの導入等の支援に要する経費及び令和2年7月豪雨で被災した食品加工産業の復興支援並びにBCP推進に要する経費及び県内の半導体サプライチェーン網と関連中小企業の技術力強化に要する経費として、3,948万円余をお願いしております。

次に、新事業創出促進費です。

新分野に進出する企業への支援や若者を対象とした起業促進等に要する経費を計上しております。

おめくりいただきまして、28ページをお願いいたします。

産学官金で構成するコンソーシアムに対する負担金及び創業初期ベンチャーへの支援に要する経費、中小企業を中心とした連携体の構築や事業化プラン作成等を支援するコーディネーター及びアドバイザーの配置に要する経費、また、中小企業等が県外企業や大学等と連携し、革新的な製品や技術の開発を目指して取り組む研究開発等に対する助成に要する経費などとして、9,146万円余をお願いしております。

最後に、29ページの繰越明許費についてです。

物価高騰により影響を受けた県内中小企業が行う生産性向上等を目的としたデジタル機器等の導入への助成に要する経費でございます。1億617万円を計上しております。

これは、令和5年度2月補正で予算化した事業であり、年度内に事業が完了しないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

産業支援課は以上です。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

30ページをお願いいたします。

説明欄1、工業振興費の増額補正でございます。

(1)熊本県総合エネルギー計画推進事業は、家庭用太陽光や企業局の水力など、FIT期間が終了した電力等を脱炭素先行地域や県庁舎等に供給するための課題整理等に要する経費でございます。

(2)水素エネルギー普及啓発・利活用促進事業は、水素活用に向けた関係企業との意見交換会を開催し、課題や対策を整理し、必要となる検証や実証事業等に取り組むものでございます。

2の国庫支出金返納金については、いわゆるコロナ交付金を活用した事業費の確定に伴う国庫支出金返納金です。

下の31ページです。

一般会計の繰越明許費でございます。

物価高騰対応事業者緊急支援事業費につきましては、12月補正において予算化した事業で、本年度に繰り越してLPガス等の支援事業を実施しているものでございます。

エネルギー政策課は以上です。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

32ページをお願いいたします。

工鉱業総務費の説明欄、企業誘致促進対策事業費につきまして、5つの事業を計上させていただきます。

(1)から(4)までにつきましては増額補正、(5)は、午前中新規で御説明させていただいたものになります。

うち、(3)戦略的ポートセールス推進事業でございますが、増額補正のうち、この200万だけは一部新規ということになっておりまして、神戸港に向かいます内航船を活用してモーダルシフトに取り組む場合の費用の一部を船社に対して助成する経費でございます。

(5)の県南地域企業誘致促進事業につきましては、フォームマーケティング等を活用した県南地域の企業集積促進に関する経費でございます。

34ページをお願いいたします。

34ページ、下の35ページ、ともに繰越明許費でございます。

まず、34ページは、一般会計でございます。

上段の市町村施設整備企業誘致促進事業費につきましては、補助事業者の事業が年度内に完了しなかったため、下段の半導体サプライチェーン構築加速化事業費につきましては、令和5年度の2月補正で予算化したため年度内に事業が完了しないため、一括して繰越設定させていただいております。

35ページにつきましては、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計に係ります繰越明許費でございます。

4段のうち、上から3段目まで、城南工業団地、臨空テクノパーク、菊池テクノパーク、こちらは全て既設の工業団地の維持管理に関する工事でございます。詳細設計等日数に時間を要したため、年度内の事業完了が難しくなったというものでございます。

4段目の工業団地施設整備事業費につきましては、現在進めております新規工業団地の整備につきまして、用地補償の手続等に日数を要しまして、年度内に事業完了が困難であるため、一括して繰越明許の設定をさせていただいております。

企業立地課は以上でございます。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

12本の事業につきまして、増額をお願いしております。

まず、説明欄2の国際化環境整備推進費のうち、(2)熊本県多文化共生支援事業でございますが、外国人サポートセンターの運営費というのは当初をお願いしているところでございますが、補正増額では在住外国人のための日本語教室の運営や各市町村における外国

人受入れ連絡協議会の設立及び運営の支援に要する経費についてお願いしているところでございます。

38ページをお願いいたします。

貿易振興費でございますが、(2)です。

熊本県アジア事務所運営事業につきましては、今年4月から新たに赴任いたしました職員の家族帯同に伴う経費の増額分をお願いしております。

その下、観光客誘致対策費の(1)熊本地震災震災ミュージアム具体化推進事業でございますが、こちらにつきましては、中核拠点でございます旧東海大学阿蘇キャンパスの敷地内のK I O K Uのホームページの管理費ですとか、敷地内での除草作業などといった環境整備等維持管理に関する経費をお願いしているところでございます。

(2)熊本地震災震災ミュージアム中核拠点整備事業につきましては、熊本地震災震災ミュージアムK I O K Uの案内標識の設置に要する経費をお願いしているところでございます。

39ページをお願いいたします。

39ページでは、(3)『ONE PIECE』連携復興応援事業は、年度後半にイベントを予定しております。それに要する経費ですとか、パンフレット等の増刷費、像設置に伴います——今10体の像がございますが、経済効果の調査などに要する経費をお願いしているものです。

(5)でございます。

K u m a ラボ(コンテンツラボ)運営事業につきましては、球磨川流域のにぎわい創出や誘客に向けまして、地域の妖怪伝承やアニメ「夏目友人帳」などのコンテンツ活用等の検討、実施に要する経費をお願いしているところ です。

観光国際政策課は以上でございます。

○永田観光企画課長 観光企画課でございます。

40ページをお願いします。

観光費の補正額の欄になりますが、1億7,248万円の増額補正をお願いしております。

説明欄の1、観光客誘致対策費ですが、(1)熊本県観光連盟補助は、県内における魅力ある観光地づくり及び国内外からの誘客に取り組む公益社団法人熊本県観光連盟の運営に対する助成でございます。

(2)大型イベント等プロモーション事業は、地域への高い経済効果が期待できるコンベンションやサッカーキャンプの誘致等に要する経費でございます。

(5)くまもつ観光地域応援社発展事業は、県内各地域の特色に合わせた着地型旅行商品の造成等を実施するくまもつ観光地域応援社に対する助成でございます。

41ページ上段ですが、(6)プロスポーツによる地域活性化事業は、県内のプロスポーツチームであるロアッソ熊本、火の国サラマンダーズを活用した地域づくりへの支援に要する経費でございます。

(7)スポーツツーリズム活性化事業は、スポーツコミッションであるくまもつと旅スポコミッションによるスポーツツーリズムの推進に要する経費でございます。

(8)アーバンスポーツ展開事業は、若者に人気のあるスケートボードなど、アーバンスポーツを活用した誘客促進のためのイベント開催などに要する経費でございます。

(10)スマートツーリズム基盤創生・活用事業は、データに基づく施策の立案や実行を可能にするため、県の観光施策に関する成果を蓄積、可視化するデータ基盤の運用及び人材育成など、活用に必要な経費でございます。

42ページをお願いします。

(11)熊本県民総合運動公園アクセス改善対策事業は、県民総合運動公園で開催されるロアッソ熊本ホームゲームイベントのアクセス改善対策に必要な経費でございます。

(12)温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進事業は、温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向け、知事会で活動されており、温泉文化の担い手である温泉地や温泉宿泊施設の現状と課題を把握するための調査研究に要する経費でございます。

43ページをお願いします。

一般会計の繰越明許費の報告でございます。

イベント等需要喚起緊急支援事業費ほか2事業につきまして、繰越しを行っております。いずれも令和5年度2月補正で計上したものであり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰越しをしたものでございます。

観光企画課は以上です。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

44ページをお願いいたします。

観光費につきまして、増額補正をお願いしております。

(1)新たな旅のスタイル促進事業は、コーディネーター養成やワーケーション素材の磨き上げ、イベント開催など、ワーケーション推進に必要な経費でございます。

(2)教育旅行誘致推進事業については、新規校への宿泊費等の助成、学校、旅行会社等へのセールスなどに要する経費でございます。

(4)インバウンド誘致推進事業でございますが、訪日客の目的の一つでもございます食を軸にしたインバウンド向けの旅行商品の造成と販売、イベントの開催に必要な経費でございます。

下の(5)大阪・関西万博連携事業につきましては、先ほども新規事業で御説明いたしました万博のテーマと親和性のある旅行商品の販売力強化と、東京、大阪におけるプロモーションに必要な経費でございます。

2の国庫支出金返納金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定に伴う国庫支出金の返納でございます。

46ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

豪雨被災地域観光需要回復緊急支援事業費につきましては、繰越しを行っております。

豪雨被災地域への送客支援に取り組む事業でございますが、令和5年度2月補正予算で措置したもので、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから、繰り越しているものでございます。年度内執行を予定しております。

観光振興課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

47ページをお願いします。

農業総務費の説明欄、ブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、新規販路開拓や輸出先の規制への対応など、輸出に取り組む県内事業者の総合的な支援に要する経費です。

(2)海外輸出拡大対策事業は、県産農林水産物等の輸出促進のための海外でのプロモーション等に要する経費です。

商業総務費の説明欄1、物産振興費の(1)くまもとで乾杯！県産酒推進事業は、県産酒の需要喚起のため、熊本県酒造組合連合会の販路開拓事業等への支援や認知度向上に向けた情報発信等に要する経費です。

(2)球磨焼酎リブランディング事業は、球磨焼酎のトップブランド化を推進するための都市圏でのプロモーションや蔵元のコンペティション出展等への支援に要する経費です。

(3)首都圏等県産品販路拡大事業は、大都市圏におけるイベントの開催など、県産品の販路拡大に要する経費です。

48ページをお願いします。

2の伝統工芸振興費の(1)伝統工芸館管理運営費は、伝統工芸館の大規模改修に伴う店舗や事務所等の代替施設確保に要する経費です。

(2)伝統的工芸品販路開拓支援事業は、伝統的工芸品産業振興のため、専門家による工芸家への経営アドバイスの実施や担い手育成支援に要する経費です。

次に、49ページをお願いいたします。

伝統工芸館の改修工事に伴い、仮の店舗と事務所の賃借料について、債務負担行為の追加をお願いしております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費とくまもと県産品消費喚起緊急支援事業費については、国の経済対策に対応して2月補正予算で計上しており、昨年度から今年度にかけて実施することから、繰越しをお願いしております。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

電気事業会計の令和7年度以降分の債務負担行為の設定でございます。

資料の51ページをお願いいたします。

企業局所有施設等管理業務として、市房発電所における放流警報装置の更新工事、緑川第一発電所における取水口スクリーン更新工事の2件でございます。いずれも来年度以降に及ぶ契約を締結する必要があることから、限度額2億9,200万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

令和5年度予算の繰越しに関しまして、3件御報告いたします。

まず、電気事業における建設改良費の繰越しでございます。

表の3事業の繰越額合計は、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、1,900万円余でございます。

事業内容は、市房及び緑川発電所の電話交換機更新設計委託、幸野ダム見張所浄化槽設備更新工事、笠振発電所進入路新設工事です。3事業とも入札の不調により年度内の施工ができず、繰越設定をお願いするものでございます。

53ページをお願いいたします。

電気事業における事故繰越でございます。

一般会計における明許繰越しに当たる内容でございますが、地方公営企業法では、建設改良費以外の経費の繰越しは、事故繰越と整理されているところでございます。繰越額の合計は1,700万円余でございます。

事業内容は、船津ダム予備発電機の点検整備等業務委託、新規水力開発関係調査業務でございます。それぞれ取替え部品の納入、関係団体との調整に不測の日数を要したため、繰越設定をお願いするものでございます。

54ページをお願いいたします。

工業用水道事業の建設改良費の繰越しでございます。

繰越額は、1事業で8億5,500万円でございます。

半導体企業に向けた新規工業用水道事業の用地取得費等につきまして、国の補正予算に伴い、昨年度末に予算化したことから、工期の確保ができず、繰越設定をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○河津修司委員 38ページの震災ミュージアムK I O K Uについてですが、大分またいろいろ予算つけてありますけれども、大体今までの予定としては、予定どおりの入場者というか、そういった効果というのはどのように考えてますか。

○樺本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

昨年の7月15日にオープンいたしまして、3月までの間で5万人弱の皆様にお越しいただいております。目標値からすると、やはりその期待していた数字よりもまだまだ頑張らなければいけないという水準ではございますが、まだ出発してPRする当初というのが、教育旅行を誘致したいという思いが当初からございますが、そのプロモーションをしていますが、教育旅行には仕込みが時間がかかるものですから、その数値がまだ反映されておらずで、それを今後のプロモーションを受けたところで学校側に動いていただく、そのタイミングを計って目標のほうに近づけていきたいというところで、今年度はその方向でしっかり頑張っていきたいと思っております。

○河津修司委員 去年開設ということで、修学旅行等はもうその前から予定が決まっているものだから、なかなか効果はすぐには現れないと思いますが、しっかりまず修学旅行、小学生、中学生あたりが一番来られるかと思いきや、その辺に力を入れてもらいたいと思うのと、今インバウンドの方々がどれぐらい来られて、その評価というか、は聞かれていますでしょうか。

○樺本観光国際政策課長 観光国際政策課で

ございます。

インバウンドの方は、かなり大勢来られているというところがございますが、今まさに、数字で、どこの国の方にどのぐらい来ていただくという細かい分析がまだ間に合っておりません。それは、今年の課題として、その数字を指定管理者のほうとつないで出していきたいと思っておりますが、感覚的にやはり台湾の方ですとかアジアの方がかなり大勢来られていて、阿蘇に関しましては、やはりツーリストの方ですとか欧米の方たちにも立ち寄っていただいている。何よりも、やはり『ONE PIECE』の像の効果がございまして、そのファンの方が立ち寄っていただくというところも見受けられますので、そこを今後細かく分析して、インバウンドの方たち、もっとPRして誘引していきたいと思っております。

以上です。

○河津修司委員 特に台湾も地震が多いところですから、非常に関心があるのかなと思っておりますし、その辺PRに力を入れてほしいと思っておりますが、もう1ついいですか。

ツール・ド・九州、41ページですね。

去年初めて開催して、その去年の反省点というか、今年再度開催するということですが、主に変更とか何かそういったことが、去年の反省を踏まえた上で、何か改善点とかあるんでしょうか。

○永田観光企画課長 観光企画課でございます。

今年度は、昨年度豪雨に見舞われまして、観客の数的に非常になかなか厳しかったということもありましたので、今回はコース自体を少し変えておりまして、高森のほうで周遊するコースに少し変えておりまして、南阿蘇村のほうでゴールするようなコースに変えているところがございます。

○河津修司委員 南阿蘇村の場合は、3周、5周したのかな……（発言する者あり）3周。何遍も見れてよかったと思うんですけども、そのほかのところはあっという間に通り過ぎていくもんだから、その辺を何かいろいろ考えてほしいなと思っております。

○永田観光企画課長 観光企画課でございます。

やっぱり国道をいつまでも通行止めにしておくのがなかなか難しいというのもありまして、警察との協議の関係もあるんですけども、できるだけそういった周回コースで皆さんに見ていただくような、楽しんでいただけるような形につくってきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 3ページ、水俣病保健課ですけれども、水俣病関連情報発信事業ということで、これは、県が行う分とその下に市町が行う事業とあるんですけども、市町が行う事業というのは、市が計画して、それに対して補助をやるということかなと思うんですけども、市町ってどういう情報発信してるのか、ちょっと教えていただければなど。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

市町における情報発信でございますけれども、まず、芦北町のうたせ船等で水俣病を学ぶ講座を開設ということで、これは芦北町のほうで検討をされております。また、水俣病慰霊式も水俣市及び関係団体が実施をされております。あと、水俣市の火のまつりであるとか、そういったものに対して市が実施計画をし、あと関係の団体等で計画をされているということでございます。

○吉永和世委員 情報発信というよりも、その事業に対する支援をしているというような感じに取れたんですけれども、イメージアップをやっぱり図るために、市町もそうなんですけれども、県がある意味もうちょっと主体的にやっていただいたほうがいいのかなという感じがちょっとするので、もう市町じゃなくて県が主体的にやる、そういった形でぜひ取り組んでいただければなというふうに思いますけれども、そこら辺はどう……。

○山本水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

全く関与してないということではないんですけれども、一応県のほうも間に入っている協議をさせていただいております。御指摘のとおり、県のほうも一緒になって実施をしていきたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 水俣病の情報発信って、何かイメージアップというよりも歴史を情報発信しているようなイメージなので、じゃなくて、生まれ変わっていったるその過程というか、水俣・芦北地域、そういったものをしっかり積極的に発信していただくといいことが、一番私は大事かなと。今までの事業プラス新たな部分——そこでちょっと御尽力いただければなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○山本水俣病保健課長 委員御指摘のとおり、県も、イメージアップ——吉永委員のほうには、一般質問で御質問いただきましたので、水俣地域の子供たちが誇れるような、そういった水俣のイメージアップにつながるような情報発信も併せて実施をしていきたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 よろしくお願ひします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 42ページなんですけれども、熊本県民総合運動公園のアクセス改善対策事業、3,800万補正を組んでありますが、この渋滞は非常にもう数年前から指摘をされている案件でもありますが、今回の対策事業というのは、今までにないような、例えば、今までは、駐車場を借りたりとか、シャトルバスを出すとか、いろいろな対策もあったと思うんですけれども、何かこう新しいメニューとか、何かそういう試みというか、その辺があったらちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

○永田観光企画課長 観光企画課です。

アクセスに関しましては、前年度の実証事業を引き続き今年度も実施しまして、そのあたりの実証事業をもう一度、今年度も引き続き継続して、そのあたりの確からしさを確認する予定でございます。

これは、ロアツソ熊本のホームゲームの県民運動公園周辺の渋滞緩和のため実施しております。昨年度は、シャトルバスやパーク・アンド・バスライドの運行などを実施しております。光の森駅からあと熊本駅からのシャトルバス、あと戸島からのパーク・アンド・バスライド、こちらを運行してるような状況でございます。

○高木健次委員 例年どおりの取組ということで、あんまり代わり映えはしないような感じですね。ただ、今までが、やっぱりもう何回もやってきたけれども、なかなかその渋滞解消がこれでもできないということですから、何かもっと目新しい何かが出てくるのかなと思ってますけれども、なかなか難しそうですね。

○永田観光企画課長 根本的な改善策というのはなかなか見つかりませんので、引き続き、これまでの実証実験で取り組んだ施策をやっていくということしかなかなかないかなというふうに思っております。

○高木健次委員 そういうことはそうでしょうけれども、やっぱりもうちょっと何かないもんかなと我々からすれば感じますので、これは、課長、しっかりと何かいい方法とか試みとかあるようだったら、また研究してほしいというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 45ページの部分で、例の大阪・関西万博の連携事業なんですけれども、この万博と熊本とどういう位置づけで、どういう形で絡ませて波及効果をするかと、具体的なちょっと内容を確認させてください。万博と熊本、どう結びつけて、これがどういうふうにプラスになるのかというイメージがちょっと分かりやすいようにと、もう1つ、今度は、その次のクルーズ船。

コロナ前は、相当、90とか100とかという感じで計画をして期待があったけれども、コロナで全部それがオジャンになってと。だけど、コロナが明けて、明けてというか、5類になって、今後、クルーズ船の寄港という計画は、どういうふうに誘致活動し、考えているのか。

それと、一番ピークのときは、もうバスも足りないぐらいに、もう何百台とか——何百台までは言わぬか、そういう感じだけでも、なかなかバス事業は今厳しくて、いざそうやってばつと誘致すると、そのバックアップ体制ができるのかという課題もあるので、この辺の見込みなんていうのはどういうふうに考えているのか。

この2点だけちょっと確認させてください。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

まず、万博関係でございますが、こちら事業内容が、まず、万博の協会いわゆる日本国際博覧会協会というのがございまして、そちらのほうにポータルサイトを構築しております。そちらのほうに各地の観光コンテンツや旅行商品を掲載いたしまして、それを情報発信することによりまして、観光商品の購入を誘導する取組が行われております。

県内の観光事業者も、そちらのほうに登録していただくように働きかけを行いまして、伴走型支援といいますか、その万博のポータルサイトに掲載して情報発信を行う、こういったものが一つ販売力強化として位置づけているところでございます。

それと、プロモーション関係でございますけれども、こちらは、くまモンも万博のスペシャルサポーターという形で就任をしております。ポケモンとハローキティに続く3例目ということで、かなりこれが、くまモンの知名度、発信力を生かすことによって、万博でくまモンが登場する、くまモンが熊本のキャラクター、こういったのを結びつけて、万博、くまモン、熊本、これをしっかり大阪の会場で誘致、しっかりプロモーションすることによって、しっかりと熊本のほうに送客に取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

○城下広作委員 ちょっとその分だけで、このスペシャルサポーターでは、くまモンがなかったじゃないですか。例えば、そうやってポケモンとかキティちゃんだったかな。だけど、くまモンを、極端に言えばぐつとアピールして、熊本にがつと引っ張るというような形は、別に文句は出ないんですかね。

要するに、くまモンはスペシャルサポーターだから、特化して熊本にとPRする。過度にやって、その辺が、別に上からそれはあんまりやり過ぎだという、そういうあれはないんですか。

○浦本観光振興課長 観光振興課でございます。

くまモンの役割は、この万博のスペシャルサポーターということでございますので、くまモン自体は、この万博の認知度を——集客に係ることで、万博協会のスペシャルサポーターとして活動していただくということになりますけれども、くまモンは、圧倒的知名度を誇ります熊本のキャラクターでもございますので、そちらを活用しながら、他のプロモーションもしっかり組み合わせまして、熊本に誘客を図りたいということでございます。

○城下広作委員 だったら、もうしっかり、こちら側には何かちょっと熊本に特化して、プラスになるような形で賢くやったほうがいいですね、このブースね。

○浦本観光振興課長 くまモンのみならず、本県には観光コンテンツいろんなものがございますので、熊本には、くまモンをフックとして熊本に注目していただきまして、観光商品をしっかりアピールしながら、送客に結びつけたいというふうに考えております。

○城下広作委員 その後の続き、クルーズ船。

○浦本観光振興課長 御質問のクルーズ船の今後の見込み等でございますけれども、クルーズ船の入港に関しましては、暦年で回数を数えておりますので、令和6年の見込みにつきまして、まず、これまでの1月から6月までの実績でございますが、八代港に12隻入港

してございまして、その他天草方面に6回寄港がございまして、これまでに18隻が寄港をしております。

今後、7月から10月まで今のところ予約が入っておりますので、そちらのほう予約が12回入っておりますので、12回全て八代港の入港でございますので、八代港につきましては、令和6年は計24回の入港を予定しているところでございます。

今後の活動見込みでございますけれども、くまモンポート八代のほうが開港して、ここはしっかり熊本県と連携を取ってやっていただきますロイヤル・カリビアン社でございますので、しっかりとセールスを行いながら、さらなる寄港地の増、さらに、まだ本県に入港した実績のない船社においても、セールス活動を通じまして、ぜひ熊本の八代港に寄港していただくように働きかけを進めてまいりたいと思います。

それと、寄港地ツアー等でございますけれども、議員御指摘のとおり、バス、こちらは非常に悩ましい問題でございますので、運転士不足等もございまして、バスの確保というのが非常に悩ましいところでございますけれども、そこはしっかり、いわゆるこちらでバスを手配する会社等とも情報共有を図りながら、満足できるようなおもてなしツアーができるように、地元の八代市等とも連携しながら、しっかりおもてなしを努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 県南振興もありますので、しっかりこういう部分で、県南に何か少しでもプラスになるような形の部分で貢献することが大事ななというふうに思っています。

以上です。分かりました。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、ちょっと数点ございます。

5ページの地下水保全対策費ですけれども、御説明いただきまして、地下水の監視体制ということで、観測井戸をセミコンに造るということでございましたけれども、どこに幾つぐらい造られるのか教えていただきたいと思えます。

○原田環境立県推進課長 お尋ねの観測井戸の設置場所ですが、セミコンテクノパーク付近で予定しております。

○鎌田聡委員 幾つ。

○原田環境立県推進課長 1つでございます。

○鎌田聡委員 それは、観測水位の状況というのは、県民に何か明らかにされるんですか。

○原田環境立県推進課長 今回の6月補正では、環境政策課の予算のほうで計上させていただきますが、ページでは2ページになります。

こちらの説明欄の1で、地下水モニタリングに係るシステム構築に関する経費というのを計上させていただきますけれども、こちらと組み合わせた形で県民の皆様に地下水がリアルタイムで分かるように発信したいと思っております。ただ、リアルタイムで発信する数でございますけれども、当面は2か所程度を考えておまして、それ以降徐々に増やしていきたいと考えております。

といいますのが、今県のほうで設置しております観測用の井戸が全部で県内34か所ございまして、今回の6月補正で1つ増やして35になる予定でございますけれども、ちょっと全て同時にというのは予算的にも対応が厳しいところがございますので、まずは2か所程

度ですね。これが今回新設する井戸も含むかどうかは、ちょっとまたこれから検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 今年度は、2か所程度を発信できるようにやるということで、このセミコンのやつが含まれるかどうか分からないということですが、このセミコン周辺の水位というのが非常にやっぱり気になる場所ですから、そこはぜひ入れ込んでいただきたいと思えますけれども。

○原田環境立県推進課長 県民の方の御懸念も、やはりセミコンテクノパーク周辺がまずはどうなっているのかというような声もよく聞きますので、最低2か所からリアルタイムの発信はスタートをしたいと思っておりますが、そのうちの1つは、少なくともセミコンテクノパーク内か、もしくはその近辺を1つは必ず入れたいと思っております。

○鎌田聡委員 よろしくお願ひしたいと思えます。

引き続き、すみません、端的に。

23ページの県立技術短期大学の運動施設整備ですけれども、運動施設って何でしょうか。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

技術短期大学校の今現在テニスコートがございまして。そのテニスコートの運動施設の整備費でございます。

○鎌田聡委員 テニスコートが、今どういう状況なんですかね。どういう状況をどうされるのか教えてください。

○時田労働雇用創生課長 今現在テニスコー

トが使える施設がございますけれども、そのテニスコートを、ミニサッカーといいますか、ミニサッカーができるような形の整備でございます。

○鎌田聡委員 フットサル。

○時田労働雇用創生課長 そうです。すみません、フットサルでございます。

○鎌田聡委員 分かりました。

すみません、3点目お願いします。

26ページですね。産業技術センター費で試験研究費の新規事業ですね。

環境負荷の低い半導体関連製造プロセスの開発、実用化ということで、環境負荷の低いというのは、どういうあれですかね。水を使わなくていいとか、大気、排水がきれいなやつを出せるとか、水を使わなくていいということになると、やっぱり地下水の水位の問題とかを解決していきますので、ちょっとこれの開発次第じゃ期待が持てるのかなと思いますけれども、教えてください。

○辻井産業支援課長 産業支援課です。御質問ありがとうございます。

いただきました御質問の内容どおりでございます。まさに半導体は非常に水を多く使うということでございまして、そこで水を使う際の汚水の低減化ですとか、そもそも洗浄せずに製造ができるような、そういった新しいプロセスの開発というのを産業技術センターが中心になって行っていくと。それを横展開していこうというような、ある種研究開発に近いところがあるんですけれども、そういった事業の支援というのを行っていく予定でございます。

○鎌田聡委員 何かこれは展望あるんですか。

○辻井産業支援課長 ありがとうございます。

こうした汚水の低減化ですとか、そういった研究というのは、実は、この産業技術センターの事業だけではなくて、例えば、熊本大学さんですとか、ほかの大学さん、研究機関でも数多く実は行われておりまして、まさにちょっと日進月歩で進んでいるところでございます。

今この瞬間、手元に日本全体の技術のロードマップみたいなのはちょっとないんですけども、まさに今、できるだけ汚水の低減化ですとか、そういったのはニーズがあるところだと思っておりますので、そのニーズを日々捉えながらしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 はい。じゃあ期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それと、最後にすみません。

30ページ、エネルギー政策課。

水素エネルギーのやつですね。燃料電池車とか水素の活用を意見交換、検証していきますということでもありますけれども、FCV、燃料電池車、充電器は議会のところについておりましたけれども、もう取り外すということで聞いておりますけれども、熊本県の燃料電池自動車の普及計画、FCV車を2030年までに8,000台ということで計画立てられてますけれども、すみません、現状何台で、この8,000台という目標はそのまま向かわれるのかどうか教えてください。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

まずは、現状の燃料電池車の台数ですけれども、直近で41台ということになっております。

台数の目標ということにつきましては、な

かなか自動車メーカー等との動きということも大きく関わってまいりますので、まずは、今回検討会というのが、自動車メーカーだったり、グリーン水素等を今検討されている日立造船だったり、そういった今先進的に取組をされている方々と検討会をやりながら、今後の取組について、今からまた改めて検討を進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○鎌田聡委員 あと何年ですか。5～6年で7,000何ぼですか、増やしていくというのは、これはもう無理じゃないかなと思えますし、現状、これから検討するという話がございますけれども、もう電気自動車なら電気のほうに何かシフトをしていくとか、それで電気の充電器を増やしていくとか、そういうふうにもうちょっとどっかで切り換えしていったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、まだまだあくまでも進めるという考えでよろしいんですか。

○吉澤エネルギー政策課長 まずは、検討というところは、今先生おっしゃったような課題等がどこにあるか、そういったところも含めて、きちっと整理をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○鎌田聡委員 課題ははっきり分かっているとは思いますが、やっぱり値段も高いし、その充電場所もないし、なかなかそういったメリットを感じられてないということがやっぱり普及してないという状況だと思えますけれども、いずれにしても、そういった課題を議論していただいて、どっかでやっぱり切り換えを、方向性の切り換えというのが必要だと思いますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○立山大二郎委員 40ページお願いします。

40ページの特に(4)、スマート観光交通体系構築推進事業、このあたりでちょっとお尋ねしたいんですけども、いわゆる観光MaaSであるとか、そこら辺の整備の話になると思いますが、現状でどれぐらいの、例えば市町村とかの協力があったりですか、またどういった範囲での今取組がなされているのかについて伺います。

○永田観光企画課長 観光企画課でございます。

観光MaaSのほうですけれども、昨年度の実績としましては、1次交通も、既存の鉄道とかバス、これをつなげる周遊切符の造成ですとか、2次、3次交通の整備、再構築ということで、シャトルバスの運行でアクセス改善を図るといった実績をしております、阿蘇市とかで綿密な連携を図っているところでございます。

そのアクセス、シャトルバスの運行のほうですけれども、阿蘇駅と大観峰をつなぐシャトルバス、あるいは立野駅と震災ミュージアムKIOKUとのシャトルバスといったシャトルバスを走らせて、その辺りの運行のほうで各市町村と連携を図って運行のほうを実施しているところでございます。

○立山大二郎委員 永田課長ばかりすみません。

阿蘇方面で非常に今取組がなされているのかなというふうに思うんですけども、実際に、例えば、インバウンドとかが増えていて、ただ、結構、お越しいただいた方々が、ラストワンマイルといいますか、大きな駅までは来られるんだけど、そこから先どう行っていくか分からないという方が非常に多

いということをお話をたくさんいただいております。

実際に、例えば、ウェブサイトとかで事前に、こういったのが熊本で観光ができそうだというのには分かっているんだけど、例えば、私の山鹿であれば、八千代座まで行きたいんだけど、じゃあ熊本空港着きました、その後どうやって行っていいか分からないとか、非常にアクセス面で、特に外国の方であったり、また、県外の方には非常に分かりづらい状況がまだまだ続いているなど。

もちろん、これは市町村の努力も必要なんでしょうけれども、このスマート観光交通体系というものがどんどん整って行って、本当にちゃんと観光MaaSが整って行って、もっとスマートフォン上とかでちゃんとそのアクセスが非常に分かりやすくなっていくように、もちろん予約とかまで含めてですね。非常にいい取組だと思えます。

現状でこれだけの予算をつけていただけてますけれども、やはりこれは全県的に取り組んでいただけるような形に、だから、今の段階はモデルだと考えて広げていただきたいなと思うんですが、どういったお考えがあられるか伺います。

○永田観光企画課長 観光企画課です。

観光MaaSは、観光客にとって、車がなくてもスマホ1台で行きたいときに行きたい場所に行ける、これを達成することが目的というふうになっておりまして、その実証実験を受けて、観光地までの2次交通の課題解決を図って、デジタル媒体等で検索とあと予約、決済まで1台でできるということで、観光MaaSのほうを推進しているところでございます。

現在、主には阿蘇市と南阿蘇村、こちらを中心に実施しておりまして、例えば、3次交通のほうであれば、レンタルサイクルとか電動キックボード、この辺りも使って、できる

だけ目的地まで達するような形で今サービスのほうを展開しております。

今のところは、阿蘇方面だけを実証実験としてする予定でございます。

○立山大二朗委員 今のところは、阿蘇で実証実験やって、そこから先の展開は、まだ検討されてないということではよろしいのでしょうか。

○永田観光企画課長 そうですね。今のところは阿蘇で実証実験を繰り返しまして、もしこれがうまくいって、3次交通までスムーズに交通手段が担保できるようであれば、ほかの地域でも展開していきたいというふうに思っております。

○脇政策審議監 観光戦略部ですけども、ちょっと追加をさせていただきます。

足回りを今実証事業という形で阿蘇地域で行ってます。これは、2次交通、3次交通が不便ですと、少子高齢化で運転免許を持たないような国内のお客様、それから海外のお客様が非常にやっぱりアクセスが難しいということで、まずはこういった形で観光地に上手につなげられるのかということ、シャトルバス、それからバス、電車で、ダイヤ改正も含めて、今議論を進めているところです。この実証実験の結果を踏まえて、その結果のいいところ、メリット、デメリットをきれいに整理した上で、県内各地にうまく導入していきたいというふうに思ってます。

それと、最後はやっぱりスマホで動くということは非常に大事になってくる。先ほど説明しましたように、チケットを購入したり、もしくは時間を検索したりということがありますけれども、今、九経連とそれから九州知事会と連携をして、九州MaaSというところに熊本県も参入をしております。このシステムについてもしっかりと活用させていただ

いて、全県下でできるだけ早くMa a Sシステムが使えるように今後努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○立山大二郎委員 ありがとうございます。大変心強く、終わりは答弁していただいていると思います。

(10)のほうでも、スマートツーリズム基盤創生・活用事業ということで、いろいろデータ取って、それを活用していくということで今回上げていただけてますけれども、本当にデジタルもののいいところって、様々なところで連携して、それを拡大できていくところだと思うんですね。本当に阿蘇の実証事例が積み上がってきたら、全県的に波及できるような形で取り組んでいただければありがたいなと思うところです。

以上です。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 エネルギー政策課ですかね。FIT期間が終了した電力って書いてあるんですけども、これはどういう電力なんですか。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

例えば、家庭用ですとFIT期間が10年とか、事業用ですと20年とかありますので、そのFIT期間が終了しても、まだ発電している電気、これがFIT期間終了後は電気代が非常に安くなってしまいますので、その後撤去される場合もあると。そういったFIT期間が終了して安くなった電気を集約することができないかと、そういった課題検討でございます。

○吉永和世委員 安くなった電気を買います

ということ……。

○西山宗孝委員長 資料は30ページです。

○吉澤エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

集約するといいますか、買うというような、集めるというか、その電気を、これはアグリゲーターということで世間では言うらしいんですけども、集める人というような立場の人が電気業界にいらっちゃって、そういう方が束ねて、それを一定程度集めて、まとめて電気を売るといようなスキームがありますので、そういうような形ができないかというのを検討していくと。それを県庁舎なり先行地域で活用できないかということを検討していくということでございます。

○吉永和世委員 分かりました。これがもうFITが終了するというのがそろそろ出てくる時期なんですかね。そういった電力を有効活用するという意味においては、非常にいい取組だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

もう1ついいですか。

観光戦略の中で、今観光地各地域は、市町村で観光戦略を持っていろいろこう発信されているというふうに思うんですけども、それと、県は県で結局環境戦略って持ってますよね。ということで、地域によっては少ない予算で、要は観光情報とかそういうのを発信しているということなんですけれども、これまでのやり方じゃなくて、もう県がある意味まとめて熊本県として観光資源の発信というのをやるような取組というのはできないものかな。少ない予算でやってもしょうがないかな。

何でそういうことを言うかといいますと、インバウンド対策で、結局、日本、九州を外国から見たら島にしか見えない。要は、さっ

き面という言葉が出てきましたけれども、これは島と。九州Ma a Sじゃないですけども、一つの島と見たときに、やっぱりそこを誰か一本で情報発信していくという形、この九州内で何本も出てきてもしようがないので、だから何かまとめてやるという発想の中で、熊本県は熊本県が取りまとめて発信していくというような取組もあってもいいのかなって、ちょっとこう——それは金がかかるということですよ、要は情報発信するのにな。だから、金かかるので、そういった取組というのも新たにできないものかなってちょっとこう思ったりもするんですけども、そういった検討というのは、なされていないと思えますけれども、今後どうなんでしょうかってちょっと思ったりするんですけども、そこら辺は……。

○倉光観光戦略部長 吉永先生、ありがとうございます。

我々としては、市町村でも発信をしていただくけれども、その中で、当然全県下に観光客来ていただきたいので、その中から、やっぱり磨き上げられて、いい素材というか、というものは、これまでもなかなか届いてないということだなと今認識したんですけども、県全体の観光の例えばホームページだったりとか、そういったところで今発信をしているところです。

あとは、ちょっと個別になりますけれども、地道な取組としては、例えば、それぞれ海外の方、その旅行者の方とかに来ていただいて、いわゆるもう大観光地である阿蘇のみならず、いろんな各地域にお連れしたりとか、そういった取組も同時にやってるところです。

確かに、おっしゃるとおり、それぞれ事業レベルで、そのときにサイトをつくってとか、いろんな発信の窓口が確かに今散在しているというか、という状況ではございますの

で、我々としても、次期観光計画を今素案をつくっているところですけども、それを中心に、もっと県として、本当外から見えるように、大プロモーションというか、大と言ったらちょっとあれですけども、まだ予算もついてませんので、というのは、ぜひ展開してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○吉永和世委員 さっき部長が言われた宿泊客数840万人、過去最高だと。インバウンド100万人ということで、大体全国を平均すると、8割が国内の方々の旅行で、2割がインバウンドというような、そういうデータが出ているということなんですけれども、まだ熊本はその2割に達してないのかなという感じなんですけれども、インバウンド戦略、国内とインバウンド戦略、これは両方ないといけないんでしょうけれども、インバウンドに対して戦略持ってやっていく必要があるのかなってちょっと思ったりしたので、その対応として考えていく必要があるのかなと思いますけれども。

○脇政策審議監 委員おっしゃるとおり、特にインバウンドに関しましては、熊本1県だけで、やっぱり島の中の本当に一部なので、なかなかブランド浸透というのは伝わっていないというところがありますので、今の九州7県で九州観光機構という組織をつくります。

ここには、九州7県、それから九州の経済界から人とお金を出して一生懸命いろんな観光施策を展開しているんですが、その中心となるのがインバウンド戦略です。こちらで、実は、欧米、それからアジアを中心にしっかりと宣伝活動をしています。

特に、最近では、欧米、それからアジアについても、私ども観光レップというふうには先ほどちょっと御説明させていただきましたが、

現地代理人という形で我々の代わりに営業とか宣伝をするような部隊を台湾に置いているんですが、九州観光機構においては、イギリスとか、ああいった欧米、それから韓国とか、ああいったところにも置かせていただいて、九州全土となってインバウンドについても広告していているという状況です。

だからといって、熊本がインバウンドの広告をしないということではなくて、全体でやる部分とそれから熊本のアピールをしっかりする部分と、きちりとうまくすみ分けをしていながら、役割を持ちながら、今後も引き続きインバウンド戦略を進めていきたいと思っております。

○吉永和世委員 安心しました。インバウンド戦略と、それと国内、それと、要は、熊本県内の市町村の観光資源、これをしっかりと情報発信していただいて、満遍なく行っていたのが一番いいんですけれども、なかなか、選ばれるほうだから非常に難しい部分あるんですけれども、しっかり情報発信をしていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第4号について、一括して採決をしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託されました請第15号及び第16号を議題といたします。

請第15号及び第16号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いします。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

請第15号及び請第16号、地方消費者行政に対する国の財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

地方消費者行政に係る国の交付金のうち、市町村の消費生活相談員人件費等に活用できる推進事業費分については、活用期限が定められています。

具体的に申し上げますと、全国で約300自治体が、本県でも12自治体が、令和7年度末までに相談員人件費の活用期限を迎えます。

このため、自主財源での予算確保が難しい自治体においては、相談員の任用継続の課題が発生するなど、地方消費者行政が後退するおそれがあります。昨年6月の県議会でも同様の請願が行われ、御採択いただいております。

また、県といたしましても、全国知事会や国への施策提案など、機会を捉えて交付金の継続、拡充を要望しており、県内市町村においても、市長会や町村会を通して要望が行われております。

地方消費者行政を安定的に推進させるためにも、地方消費者行政に対する国の財政措置は不可欠と考えております。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 ただいまの説明につきまして質問はありませんか。

○城下広作委員 いつも思うんですが、同じ内容で団体が違うから2か所から出るということなんですね。これは、出す側としては、やっぱりそういうほうがいいんでしょうかね、やっぱり。

○三角消費生活課長 今回2つ請願御提出いただいておりますのは、1つが、熊本県弁護士会、1つが、内閣総理大臣認定の適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとからということで、別団体からの提出ということでございますので、2つということで聞いております。

○城下広作委員 分かりました。

同じ内容だから、何かこうまとまってもいいのかなという感じだけれども、団体が違うから別に出したいということなんですよ。了解です。

○西山宗孝委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第15号及び第16号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ただいま採択という声がありました。採択についてお諮りします。

請第15号及び16号を採択するということにつきまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 異議なしと認めます。よって、請第15号及び第16号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第15号及び16号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付をさせます。

（事務局から意見書(案)配付）

○西山宗孝委員長 ただいま配付しました意見書案は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、この意見書案により、議長宛に提出することに決定いたしました。

次に、今回付託されました請第17号を議題とします。

請第17号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○三角消費生活課長 消費生活課でございます。

請第17号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明いたします。

この生活再生総合支援事業は、多重債務や熊本地震等の自然災害、感染症の影響による生活資金不足等の理由により、生活再生の支援が必要な県民に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものでございます。

事業は、平成22年度から、グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託し、実施しております。

これまでの14年間に、貸付額約3億1,000万円を含む約87億円の県民生活に対する経済効果が発生しております。

また、熊本地震や県南豪雨災害被災者に1.5%の特別金利で生活資金の貸付けを行ったり、コロナ禍で失職したり収入が減った方々や物価高で生活が困窮している方々の生活再生も支援しております。

昨年6月の県議会でも、同様の請願が行われ、御採択いただいております。

本事業は、多重債務問題を掘り起こし、相談につなぐとともに、単に貸付けを行うのではなく、生活再生に向けて親身な支援を貸付

けから返済完了まで継続して行うなど、非常に重要な事業だと考えております。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第17号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第17号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、請第17号は採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

報告資料①、熊本県地下水保全推進本部に

ついてを御覧ください。

熊本の地下水の確実な保全を図るため、庁内関係部局が一体となって、取組を迅速かつ強力に進めていくための推進本部を新たに立ち上げました。

当本部会議は、知事を本部長とし、両副知事、庁内関係部長等で構成します。

その下に、庁内関係所属長等で構成する幹事会を設置し、実質的な検討や対応を行います。幹事会には、検討テーマに応じ、市町村等の関係者にも出席を依頼する予定です。

その下の3は、今年5月27日に開催した第1回本部会議の概要です。

報告事項1、熊本の地下水の現状と保全に係る取組について、環境生活部から、半導体関連企業の集積を見据えた地下水量の保全対策、法令等に基づく監視、半導体関連企業集積に伴う環境モニタリング、有機フッ素化合物であるPFOS、PFOAの水質調査や硝酸性窒素対策などについて、また、土木部から下水処理施設、企業局から有明工業用水道について取組状況の報告を行いました。

次に、報告事項2、推進本部での対応項目といたしまして、地下水の量と質の保全において、こちらに記載をしております項目に取り組むこと、そして、県民の皆様に対し、的確に情報発信を行っていくことを説明し、その後、意見交換を行いました。

なお、次ページ以降に当日の会議資料を添付しております。

最後に、1ページにお戻りいただき、4の今後の予定でございますが、下部組織の幹事会において実質的な議論や対応を行ってまいりまして、その結果等を次回以降の本部会議において報告していく予定でございます。今年度は、もう1～2回本部会議を開催する予定です。

報告事項①は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

続きまして、報告資料の②をお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして御説明します。

まず、1の(1)ですが、昨年度は6回の審査会を開催し、105人の審査を実施しております。

次に、(2)ですが、表の下段に未決定者の推移を記載しておりますが、先ほど御説明したとおり、本年5月末時点で331人まで減少しております。

未決定者の中には、検診等の日程調整が困難な方や移動が困難な方など、審査に時間を要する方々が約5割おられます。また、約6割の方が再申請者となっています。

審査に時間を要する方々については、自宅訪問等により調整を重ねるとともに、往診や送迎支援を行うなど、より丁寧な対応を行ってまいります。

次に、2ページをお願いします。

2の裁判等の状況ですが、継続中の裁判は、先ほど8件と御説明いたしましたが、表がその内容でございます。

なお、昨年度は、①と④の訴訟において判決が出されました。

①の判決の概要は、下段の点線囲みの①のとおりです。

3月22日に、熊本地裁において、原告ら144人全員の請求を棄却する判決が出されました。このうち25人に対しては、水俣病罹患を認めましたが、除斥期間の適用により損害賠償請求権を棄却したものでございます。その後、原告らが控訴しております。

参考として、3ページに判決の詳細を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

なお、④の近畿判決につきましては、昨年の9月議会の本委員会において概要を説明しておりますので、今回は割愛させていただきます。

他の訴訟を含め、引き続き、県としての主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上です。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

4ページ、3、JNC株式会社の令和5年度決算の概要です。

化学品の輸出回復や水力発電所の発電量増などにより、売上高は、前年度比増の546億円、一方、連結グループ子会社からの配当金減少などにより、経常利益は、前年度比減の18億円でした。

令和5年度も、平成12年金融支援抜本策における経常利益目標額の53億円を下回りましたが、チッソが水俣病患者補償支払いを確実に実施することは確認しております。

次に、5ページをお願いいたします。

参考2は、金融支援抜本策に基づく今年度の金融支援を図にしたものです。

一番右のチッソ(株)に記載の①経常利益(JNC)の18.4億円、こちらから、その下の②民間金融機関による無利子化相当額13.2億円を内部留保し、残りの5.2億円を、左斜め上の③患者補償費13億円の一部としてチッソが支払います。患者補償費の残額7.8億円についても、チッソが手元現金等から支払います。

この結果、その下の⑥今年度の公的債務に対するチッソの可能な範囲で返済する額はゼロ円となります。

そのため、左から2列目、県特別会計の約定償還のうち、患者県債分(ア)5.4億円につきましては、右から2列目、下のほうの幅広い矢印に記載のとおり、8割の4.3億円に国の補助金が充当され、2割の1.1億円は特別県債で手当てします。この特別県債は100%交付税措置されます。

次に、左から2列目、約定償還枠内、下のほうに記載のH7一時金県債、特別県債、H

22一時金県債の計18.6億円については、県一般会計から繰り出し、返済いたします。この繰出金につきましても、大部分は交付税措置されます。

参考2は以上です。

今後とも、国とともに、チッソ業績改善計画の進捗状況に注視してまいります。

報告事項②は以上です。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。

報告資料③をお願いします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するために、毎年実施しているものでございます。

令和5年度の結果は、(3)のとおり、水質、地下水ともに総水銀は検出されておられません。また、底質も暫定除去基準値を下回っております。さらに、魚類調査につきましても、水銀の暫定的規制値を下回っております。

(4)の今後の対応ですが、今年度も引き続き、同様の調査を実施する予定としております。

次のページをお願いいたします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果でございます。

これは、港湾課、都市計画課が担当しております。また、(1)の点検・調査の趣旨のとおり、水俣湾環境対策基本方針に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として毎年実施しているものでございます。

令和5年度の結果は、(3)のとおり、アの

埋立地護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質調査では、総水銀、アルキル水銀ともに検出されておられません。

イの地盤高測定では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。

ウの構造物変状調査でも、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度も、同様の点検と調査が予定されております。

環境保全課は以上です。

○山田商工政策課長 商工政策課でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について御報告いたします。

A3カラー横書きの報告資料④になります。よろしく申し上げます。

まず、資料の構成について御説明いたします。

左側の白い背景の欄には、令和5年度の取組を、中央の赤い背景の欄には、令和6年度の取組予定などを、そして右側の青い背景の部分には、関連するデータや写真などを掲載しております。

資料に記載のとおり、昨年度も、中小企業の振興に向け、各種施策を講じておりますが、特筆すべきこととしまして3点、1点目が、公契約条例の施行、2点目が、物価高等に対する支援、3点目が、新型コロナの影響を受けた中小企業等への支援が挙げられます。

時間の都合もございまして、主にこれらに関する取組について、資料の朱書き部分で御説明させていただきます。

まず、1ページのI、条例の周知、受注機会の増大等の欄を御覧ください。

右枠には、官公需発注率の推移をグラフで示しています。令和4年度の実績は、県内中小企業への発注率が83.2%と高い水準を維持しています。

また、左枠に記載のとおり、昨年度は公契約条例が施行されました。引き続き、条例の広報、周知に取り組みながら、県内事業者の受注機会の確保に取り組んでまいります。

続きまして、Ⅱ、中小企業振興に関する基本方針に基づく取組の(3)中小企業者の経営基盤強化に必要な経営資源の確保を御覧ください。

ここでは、物価高に対する支援について御説明いたします。

国においては、原材料高、エネルギーコスト、労務費などの上昇を踏まえ、適切な価格転嫁を行い、成長と分配の好循環を目指すこととされています。

左枠、④の朱書きのとおり、県では、利益向上による持続的な賃上げ等を実現するため、補助事業を活用し生産性向上に取り組み、賃上げを行う事業者に対して、補助事業に係る自己負担分の一部補助を行いました。

また、⑤のとおり、適切に価格転嫁できる機運を醸成することを目的に、商工団体等と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、啓発セミナーを開催したところでございます。

今後も、協定に基づき、関係団体と協力し周知啓発に努めるとともに、下請企業との望ましい取引慣行の遵守などを企業が宣言するパートナーシップ構築宣言の登録企業に対し、補助金審査の際の加点措置等の優遇措置を検討するなど、価格転嫁を望む望ましい取引慣行を推進してまいります。

続きまして、最後のページになりますけれども、4ページをよろしく申し上げます。御覧ください。

Ⅲ、小規模事業者に関する取組を御覧ください。

昨年度は、新型コロナウイルスの類型見直しにより、感染者数の増加等を理由とした行動制限は行われませんでした。コロナ禍の影響が残る事業者を支援するため、左枠①のとおり、商店街組織が実施する人流回復を図

るための取組や、②のとおり、商店街自らが特色を生かし、多様性のある商店街に進化させていく取組などを支援してまいりました。

今年度は、中央の欄の最下段の購買意欲喚起に係る取組を支援するほか、円滑な事業承継のための支援にも取り組んでまいります。

今後とも、本条例に基づき、中小企業小規模事業者の皆様の取組をしっかりと支援してまいります。

商工政策課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課です。

報告資料⑤UXイノベーションハブの整備方針をお願いします。

おめくりいただきまして、2ページをお願いします。

UXプロジェクトについてです。

半導体・自動車関連産業に続く第3の産業の柱となる新たな産業の創出のため、UXプロジェクトを推進しております。

3ページでございます。

第1期計画では、交流や共同実験を行うための施設の提供をテーマとして設定させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いします。

UXプロジェクトの計画におきまして、令和8年度までにUXイノベーションハブの開設を予定しております。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

UXイノベーションハブの整備場所についてでございます。

UXプロジェクトは、大空港構想の一環として実施しています。ハブの整備は、空港に近く、ライフサイエンス関連企業も立地しているテクノ・リサーチパーク内の県有地に整備する予定としております。

ページ飛ばしまして、9ページをお願いします。

整備方針といたしまして、既存のテクノポリスセンター、①の写真のところでございますが、こちらをリノベーションする形で整備を行いたいというふうに考えております。

おめくりいただきまして、10ページをお願いします。

県有地及び熊本産業支援財団所有の建物をプロポーザル方式により民間事業者売却する方針でございます。県有地の売却金額として4億4,267万円の売却金額を見込んでおり、歳入予算として計上しております。

最後、11ページのスケジュールについてでございますが、今年度中にプロポーザル公募、審査等を実施し、令和7年2月議会にて財産の処分に係る議案を提出する想定でございます。

産業支援課は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○城下広作委員 質疑というか、ちょっと確認だけです。

①番の地下水保全推進の関係で、このすばらしいパンフがあります。これを見せていただいて、これをちょうど開けたところのこういう感じの部分でいただいて、熊本の地下水がなぜ豊富かというのが書いてあって、右下の部分で、ちょうど平成16年から人工涵養が始まって、地下水の水位も上がり、江津湖の湧水も上がるということで、このグラフで分かる。涵養が効果はしてる。

私は、よく熊本の地下水は、阿蘇に降った雨が、50年、100年後に熊本に来て地下水になってるっていうことをイメージで聞きよったもんだから、これは、実際に平成16年から涵養したら増えたということだから、50年、100年がかからぬということになるという理屈でこのグラフでは見えるんですけども、

ちょっとその辺のことの考えを。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

委員お尋ねの地下水の流れでございますけれども、熊大の専門の先生のお話にもよるんですけども、聞いたお話なんですけど、阿蘇に降った雨といいますのは、基本的には阿蘇のカルデラ内にしみ込んで、そのカルデラ内で自噴してるのが多いそうでございます。ごく一部僅かな量が白川に流れ込んでおるようでして、実際に熊本市民を中心に使っております地下水といいますのは、白川の中流域です、菊陽町ですとか大津町、あの辺りで降った水がそのまましみ込んで江津湖辺りで噴出していると。いわゆる地下水盆は、この熊本地域にあるという、そういうふうなことでございました。

ですので、なかなか目に見えない地下水の流れをつかむのは難しいんですが、その白川中流域で降った雨が地下に浸透して江津湖辺りまで到達するのには、大体10年くらいではなかろうかというふうに言われているようでございます。

○城下広作委員 グラフで見るとそうなりますよね、理屈から見ると。このグラフで見ると、そういうふうに取り取れる。ということは、とにかく涵養をしっかりと担保すると、ある程度熊本市内で使う水というのは、その分確保できるというふうにも、これで見取れるという話ですたいね。

○木原環境政策課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○城下広作委員 これをつくった意味が、そういうことをしっかりとPRするという形の部分でしょうから、了解でございます。分かりました。

○西山宗孝委員長。ほかにありませんか。

○河津修司委員 ちょっと待ってください。その説明が、阿蘇の人にとって、非常にもう皆さん反発するわけですよ。私が、一般質問、去年聞いたときも、そういう答えだったもんだから、どこまで本当に信用でくつとやて話なんです。誰が認めたですかって、熊大の先生が、誰か言ったか知らぬけどですよ、誰がそんなことを認めるんですか。

○原田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

阿蘇の方々のほうから、熊本市内の地下水には随分阿蘇が貢献しているはずだという御意見は、私のほうも伺っております。

地下水の保全条例上は、その地下水盆という考え方でやっぱりくくりがある程度あるんですけれども、ただ、実態としまして、阿蘇で降った雨が白川のほうに流れて、それが白川のほうで農業用水などでくみ上げられて、結果、それが地下水となって熊本市のほうにきているという流れはございますので、ちょっとその辺り私たちも今年度勉強しながら、今年立ち上げました地下水の保全推進本部の中でも、この阿蘇エリアの地下水、熊本への地下水の貢献の具合と、あと、それにどういった形でそこを評価して報いることができるかと。この辺りの支援の仕組みも含めて検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○河津修司委員 もうぜひその辺は、阿蘇の人も納得するような説明と、その資料もどういったものがあるのか知らぬけれども、いろんな方が研究されているのは分かるけれども、その一部の方なのか、大勢的にそういった大学の先生かなんか知らぬけれども、それが本当に正しいのかどうかというのをちょっといろいろ検討してもらって、納得いく説明

をしてください。

○木原環境政策課長 環境政策課です。

先ほど私の御説明申し上げました下部組織の幹事会に、テーマによって市町村の方を依頼して出席していただく予定にしております。そちらの幹事会で、具体的な議論とか対応、検討を行ってまいりますので、阿蘇郡市の市町村の皆さんも出席依頼をして、ぜひそういった具体的な議論等を行いながら、阿蘇にどういった支援ができるのかというのを検討してまいりたいと思います。

ちなみに、本部会議第1回目立ち上げの5月27日の前に阿蘇地域の全市町村を回って、今の同様の御説明をしまいたところでございますので、引き続きそういった検討をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○河津修司委員 もうぜひその辺をしっかりと説明をしていただきたい、検討してもらいたいと思います。

○西山宗孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かございませんか。

○廣畑環境保全課長 環境保全課でございます。最後に申し訳ありません。

午前中の主要事業説明の中で、鎌田委員から御質問のありましたJAS M第2工場地下水取水量の件でございます。

確認できましたので、御報告したいと思います。

JAS Mから提出がありました計画書、令和6年度から令和10年度までになるんですけ

れども、第1工場と第2工場を合わせまして、地下水採取量が最大となる令和10年度以降の年間地下水採取量は803万トン、これは日量2万2,000トンになるんですけれども、そういう報告になっております。

第1工場の年間地下水取水量が約310万立米でございますので、これは日量8,500立米。これは委員がおっしゃった数値になりますけれども、その量になります。第2工場の年間採取量は、約500万トンになると推測されます。これは日量1万3,500立米ということになります。

以上、御報告まで。以上でございます。

○西山宗孝委員長 そのように報告がありましたか……。

○鎌田聡委員 すみません。1万3,000何ぼだったですか。

○廣畑環境保全課長 1万3,500となります。

○鎌田聡委員 日量ですね。

○西山宗孝委員長 よろしいですか。

質疑は、ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後2時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長